

凡 例

金 商 法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
施 行 令	金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号）
開 示 府 令	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
開 示 ガ イ ド ラ イ ン	企業内容等の開示に関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
財 規	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）
財 規 ガ イ ド ラ イ ン	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
連 結 財 規	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号）
連 結 財 規 ガ イ ド ラ イ ン	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（平成 11 年大蔵省金融企画局）
内 部 統 制 府 令	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 62 号）

本資料利用にあたっての留意事項

1. 本資料は、2026 年 3 月期有価証券報告書を作成するにあたって 2026 年 3 月 1 日までに公表された法令等を原則として掲載している。
2. 本資料は、財務会計基準機構内に設置された「有価証券報告書等開示内容検討会」（以下「検討会」という。）において議論された結果等を反映して作成したものである。
3. 本資料に記載されている「記載事例」等は、あくまでも記載事項の趣旨や考え方を示すことが目的であり、原則として製造業者で連結財規の第 1 編及び第 2 編により連結財務諸表を作成している場合を想定したものである。実際の適用にあたっては、連結財規や連結財規ガイドライン等を踏まえ、各企業の経営実態等に即し各社の状況を分かりやすく記載する必要があると考えられる。
なお、本資料において、各「記載事例」の数値やセグメント区分については、各「記載事例」間の整合性を考慮して作成していない。
4. 本資料に記載されている「記載事例」において、破線で囲まれている部分は、「省略可能な事項」又は「該当する場合には記載すべき事項」を示している。また、角の丸い実線で囲まれている部分は、「記載事例を活用するにあたって参考となる事項」を示している。
5. 本資料に記載されている「作成にあたってのポイント」において、法令等の根拠によるもの以外に、検討会において法令等の制定の趣旨等を考慮して開示することが望ましいと考えられたものも含めて記載している。
また、金融庁との意見交換を踏まえて、『記述情報の開示に関する原則』（金融庁 2019 年 3 月 19 日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント、『政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）』（金融庁 2019 年 11 月 29 日公表 2021 年 3 月 22 日更新）及び『記述情報の開示に関する原則（別添）－サステナビリティ情報の開示について－』（金融庁 2023 年 1 月 31 日公表）を踏まえた記述情報の充実のためのポイント」を記載している。

6. 有価証券報告書の「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」において、開示府令第19条の9第1項又は第2項の規定により、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従った開示をする場合は、本作成要領の分冊である「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」もあわせて確認されたい。

2026年3月期の有価証券報告書作成に係る主な改正点

項 目	本 書	参照頁
1. サステナビリティ開示に関する事項	<p>2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・主要な経営指標等の推移 ・経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ・サステナビリティに関する考え方及び取組 ・事業等のリスク ・経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ・人材戦略に関する基本方針等 <p>なお、本項目に関連する開示府令の改正項目は主に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項 ・将来情報についての記載事項 ・時価総額の開示 <p>であり、これらの適用時期は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2028年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書 （ただし、2026年3月31日以後に終了する事業年度の末日を基準とした平均時価総額が3兆円以上である会社は、2027年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書） ・ただし、施行日（2026年2月20日）以後提出される有価証券報告書から適用することができる。 <p>これらの改正項目に関係する新規定を適用する場合の記載は、「改正開示府令（2026年2月20日）による<u>（改正項目）</u>に関する新規定を適用する場合」として破線で囲んで示しています。</p> <p>また、本資料では2026年2月20日に改正・適用された開示ガイドラインを記載しているため、改正前のガイドラインを参照することが適切と思われるものについては、以下の対応としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正により記載上の注意の項番が変更となっている場合には、改正前の項番を「読み替え」として記載 ・改正によりガイドラインの内容が変更となっている場合には、関連する「作成にあたってのポイント」において改正前の内容を記載 	<p>5～7</p> <p>15、18～19、 21～22、27</p> <p>39～43</p> <p>44～59</p> <p>61～69</p> <p>77～81</p> <p>205～209</p>
2. 人的資本開示に関する制度見直しに関する事項	<p>2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な経営指標等の推移 ・サステナビリティに関する考え方及び取組 ・主要な設備の状況 ・株式の総数等 ・新株予約権等の状況 ・役員・従業員株式所有制度の内容 ・従業員の状況等 ・その他の参考情報 	<p>19</p> <p>49</p> <p>109</p> <p>115、117</p> <p>120～121、 123</p> <p>148～151</p> <p>204～221</p> <p>768～771</p>

項 目	本 書	参照頁
3. 定時株主総会前に提出される有価証券報告書に関する事項	<p>2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙 ・主要な経営指標等の推移 ・自己株式の取得等の状況 ・配当政策 ・役員の状況 ・連結株主資本等変動計算書関係 	<p>5、11～13 18、22、25 152、157 158～159 173 364～365</p>
4. 重要な契約等に関する事項	<p>2026年2月20日に「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な契約等 	<p>95、101</p>
5. リースに関する会計処理等に関する事項	<p>2024年9月13日に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な経営指標等の推移 ・主要な設備の状況 ・冒頭記載 ・連結貸借対照表 ・連結損益計算書 ・連結キャッシュ・フロー計算書 ・連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 ・会計方針の変更等 ・連結貸借対照表関係 ・連結損益計算書関係 ・連結キャッシュ・フロー計算書関係 ・リース関係 ・金融商品関係 ・賃貸等不動産関係 ・関連当事者情報 ・借入金等明細表 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・重要な会計方針 ・会計方針の変更等 ・貸借対照表関係 ・損益計算書関係 ・リース関係 ・有形固定資産等明細表 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・重要な会計方針 ・貸借対照表関係 ・損益計算書関係 ・有形固定資産等明細表 	<p>14、20、24 107、 110～111 224 238～245 250～251 261 290～291、 294～295 300～306、 317 334～337 352～353 368～369 382～395 418～425 492～493 550 576～577 590～593 597 610～611 616～620、 627 642～645 650～651 654～659 676 694～701 706～707 720～721 728～731 736～737 748～750</p>

項 目	本 書	参照頁
6. 上場会社等が保有するベンチャーキャピタル (VC) ファンドの出資持分に係る会計上の取扱いに関する事項	<p>2025年3月11日に改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冒頭記載 ・会計方針の変更等 ・金融商品関係 ・会計方針の変更等 	<p>224 317 407 627</p>
7. 特別法人事業税の会計上の取扱いの明確化に関する事項	<p>2025年3月11日に改正企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」が公表されたことに伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連結損益計算書関係 	<p>351</p>
8. 監査報告書に関する事項	<p>2024年9月26日に監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されたこと及び2025年2月13日に財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」が改正されたこと等に伴い、以下の事項を改正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書 	<p>776~789</p>

「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」、「政策保有株式：投資家が期待する好開示のポイント（例）」等の企業情報の開示に関する情報及び「サステナビリティ情報の開示に関する主な改正内容・改正後の法令等」、「サステナビリティ情報開示に関する金融庁の考え方」等のサステナビリティ情報の開示に関する特集ページが以下のウェブサイトを集約されています。当該ウェブサイトは、2026年3月期の有価証券報告書を作成するにあたっての参考になるものと考えられます。

金融庁ウェブサイト

企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html>

サステナビリティ情報の開示に関する特集ページ

<https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/sustainability-kaiji.html>



本書の目次

有価証券報告書	1
表紙	2
第一部 企業情報	
第1 企業の概況	
1. 主要な経営指標等の推移	14
2. 沿革	28
3. 事業の内容	30
4. 関係会社の状況	34
第2 事業の状況	
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	38
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	44
3. 事業等のリスク	60
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	70
5. 重要な契約等	86
6. 研究開発活動	102
第3 設備の状況	
1. 設備投資等の概要	104
2. 主要な設備の状況	106
3. 設備の新設、除却等の計画	112
第4 提出会社の状況	
1. 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	114
(2) 新株予約権等の状況	120
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	130
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	132
(5) 所有者別状況	136
(6) 大株主の状況	138
(7) 議決権の状況	142
(8) 役員・従業員株式所有制度の内容	148
2. 自己株式の取得等の状況	152
3. 配当政策	158
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	160
(2) 役員の状況	170
(3) 監査の状況	178
(4) 役員の報酬等	190
(5) 株式の保有状況	196
5. 従業員の状況等	
(1) 人材戦略に関する基本方針等	204
(2) 従業員の状況	210
第5 経理の状況	
冒頭記載	222
1. 連結財務諸表等	
(1) 連結財務諸表	
①連結貸借対照表	232
②連結損益計算書及び連結包括利益計算書	246
③連結株主資本等変動計算書	254

④連結キャッシュ・フロー計算書	256
注記事項	
（継続企業の前提に関する事項）	262
（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）	272
（重要な会計上の見積り）	296
（会計方針の変更等）	300
（表示方法の変更）	318
（追加情報）	320
（連結貸借対照表関係）	324
（連結損益計算書関係）	338
（連結包括利益計算書関係）	354
（連結株主資本等変動計算書関係）	358
（連結キャッシュ・フロー計算書関係）	366
（リース取引関係）	372
（リース関係）	382
（金融商品関係）	396
（有価証券関係）	426
（デリバティブ取引関係）	434
（退職給付関係）	440
（ストック・オプション等関係）	452
（税効果会計関係）	468
（企業結合等関係）	472
（資産除去債務関係）	486
（賃貸等不動産関係）	488
（公共施設等運営事業関係）	494
（収益認識関係）	498
（棚卸資産関係）	516
（セグメント情報等）	520
（関連当事者情報）	542
（開示対象特別目的会社関係）	552
（1株当たり情報）	556
（重要な後発事象）	566
⑤連結附属明細表	568
(2) その他	580

特例財務諸表提出会社向け記載事例	585
2. 財務諸表等	
（1）財務諸表	
①貸借対照表	586
②損益計算書	594
③株主資本等変動計算書	600
注記事項	
（継続企業の前提に関する事項）	602
（重要な会計方針）	604
（重要な会計上の見積り）	612
（会計方針の変更等）	616
（表示方法の変更）	630
（追加情報）	632
（貸借対照表関係）	638
（損益計算書関係）	646

(リース関係)	654
(有価証券関係)	660
(税効果会計関係)	662
(企業結合等関係)	666
(収益認識関係)	670
(重要な後発事象)	672
④附属明細表	674
(2) 主な資産及び負債の内容	680
(3) その他	682

財規第1章から第6章に基づいて財務諸表を作成する場合の記載事例	685
---------------------------------------	-----

(1) 財務諸表	
①貸借対照表	686
②損益計算書	702
③株主資本等変動計算書	710
注記事項	
(重要な会計方針)	712
(表示方法の変更)	724
(貸借対照表関係)	726
(損益計算書関係)	732
(持分法損益等)	740
④附属明細表	742
(2) 主な資産及び負債の内容	754
(3) その他	758

第6 提出会社の株式事務の概要	760
-----------------------	-----

第7 提出会社の参考情報	
1. 提出会社の親会社等の情報	764
2. その他の参考情報	766

第二部 提出会社の保証会社等の情報	772
-------------------------	-----

監査報告書	776
-------------	-----

確認書	1
-----------	---

内部統制報告書	1
---------------	---

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a~f (略)

g この報告書を当該事業年度に係る定時株主総会前に提出する場合において、会社法第156条第1項の規定による株式の取得及び同法第453条の規定による剰余金の配当((34)b及びcにおいて「剰余金の配当」という。)に関する事項が当該定時株主総会又は取締役会の決議事項になっているときは、その旨及びその概要を関連する箇所に記載すること。

h、i (略)

[開示府令]

(有価証券報告書の添付書類)

第17条 (略)

一 内国会社 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 当該事業年度に係る会社法第438条第1項に掲げるもので、定時株主総会に報告したもの又はその承認を受けたもの(有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合には、定時株主総会に報告しようとするもの又はその承認を受けようとするもの)(内国法人である指定法人及び持分会社にあっては、これらに準ずるもの)

ハ~ヘ (略)

二 (略)

2 (略)

(臨時報告書の記載内容等)

第19条 (略)

2 一~九の二 (略)

九の三 提出会社が有価証券報告書を当該有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会前に提出した場合であって、当該定時株主総会において、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会における決議事項が修正され、又は否決されたとき 次に掲げる事項

イ 当該有価証券報告書を提出した年月日

ロ 当該定時株主総会が開催された年月日

ハ 決議事項が修正され、又は否決された旨及びその内容

九の四~二十一 (略)

3~11 (略)

[開示ガイドライン]

B 基本ガイドライン

法第24条の5(半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出)関係

24の5-23 開示府令第19条第2項第9号の3に規定する「決議事項」には、有価証券報告書に係る事業年度の定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項を記載することができるものとする。

[会社法]

第155条 株式会社は、次に掲げる場合に限り、当該株式会社の株式を取得することができる。

一、二 (略)

三 次条第1項の決議があった場合

四~十三 (略)

(株式の取得に関する事項の決定)

第156条 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第3号の期間は、1年を超えることができない。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

記載事例

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第81期 ○年3月	第82期 ○年3月	第83期 ○年3月	第84期 ○年3月	第85期 ○年3月
売上高 (百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
経常利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
包括利益 (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
純資産額 (百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
総資産額 (百万円)	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX	XXX,XXX
1株当たり純資産額 (円)	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX	XXX.XX
1株当たり当期純利益 (円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
自己資本比率 (%)	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X	XX.X
自己資本利益率 (%)	X.X	X.X	X.X	X.X	X.X
株価収益率 (倍)	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX	XX.XX
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX	△X,XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	X,XXX	X,XXX	△X,XXX	X,XXX	△X,XXX
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX
従業員数 (人) 〔外、平均臨時雇用人員〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕	X,XXX 〔 XXX〕

(注) ○年8月1日付で、株式1株につき1.X株の株式分割を行っている。

[「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用し、これに伴い前連結会計年度に係る主要な経営指標等を変更している場合]

1. 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。

[「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」第118項ただし書きを適用し、前連結会計年度以前に係る主要な経営指標等を変更していない場合]

1. 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第 81 期 ○年 3 月	第 82 期 ○年 3 月	第 83 期 ○年 3 月	第 84 期 ○年 3 月	第 85 期 ○年 3 月
売上高 (百万円)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
経常利益 (百万円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX	X, XXX	X, XXX
当期純利益 (百万円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX	X, XXX	X, XXX
資本金 (百万円)	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX
発行済株式総数 (千株)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
純資産額 (百万円)	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX
総資産額 (百万円)	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX	XXX, XXX
1株当たり純資産額 (円)	XXX. XX	XXX. XX	XXX. XX	XXX. XX	XXX. XX
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	X. XX (X. XX)	X. XX (X. XX)	X. XX (X. XX)	X. XX (X. XX)	X. XX (X. XX)
1株当たり当期純利益 (円)	XX. XX	XX. XX	XX. XX	XX. XX	XX. XX
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	XX. XX	XX. XX	XX. XX	XX. XX	XX. XX
自己資本比率 (%)	XX. X	XX. X	XX. X	XX. X	XX. X
自己資本利益率 (%)	X. X	X. X	X. X	X. X	X. X
株価収益率 (倍)	XX. XX	XX. XX	XX. XX	XX. XX	XX. XX
配当性向 (%)	XX. X	XX. X	XX. X	XX. X	XX. X
従業員数 (人) 〔外、平均臨時雇用人員〕	X, XXX 〔 XXX〕	X, XXX 〔 XXX〕	X, XXX 〔 XXX〕	X, XXX 〔 XXX〕	X, XXX 〔 XXX〕
株主総利回り (%) (比較指標: ○○○○○)	XXX. X (XXX. X)	XXX. X (XXX. X)	XXX. X (XXX. X)	XXX. X (XXX. X)	XXX. X (XXX. X)
最高株価 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX (XXX)
最低株価 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX (XXX)

- (注) 1. ○年 3 月期の 1 株当たり配当額 X. XX 円は、創立○○周年記念配当 X 円を含んでいる。
 2. ○年 8 月 1 日付で、株式 1 株につき 1. X 株の株式分割を行っている。
 3. 最高株価及び最低株価は、第 82 期より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものである。なお、○年 3 月期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載している。

[有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]

4. 第 85 期の 1 株当たり配当額 X. XX 円のうち、期末配当額 X. XX 円については、○年○月○日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

[東京証券取引所プライム市場に上場している場合で、当事業年度において改正開示府令（2026 年 2 月 20 日）による時価総額の開示に関する新規定を適用する場合]

5. 各事業年度の末日における株券等の時価総額は以下のとおりである。

回次	第 80 期	第 81 期	第 82 期	第 83 期	第 84 期	第 85 期
時価総額 (十億円)	X, XXX	X, XXX	X, XXX	X, XXX	X, XXX	X, XXX

企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条の 9 第 3 項に規定する平均時価総額は X, XXX 十億円である。

- c a(l)及びb(o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。
- d 「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、a(q)及びb(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。
- e b(j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとして記載すること。
- f 最近5年間の株主総利回り((a)及び(b)に掲げる値を合計したものを提出会社の6事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては11事業年度)前の事業年度の末日における株価(当該株価がない場合には当該事業年度の末日前直近の日における株価)でそれぞれ除した割合又はこれに類する他の方法により算定した割合をいう。)の推移について、提出会社が選択する株価指数(金融商品取引所に上場されている株券の価格に基づいて算出した数値(多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものに限る。)又はこれに類する数値をいう。)における最近5年間の総利回りと比較して記載すること。ただし、相互会社にあつては、記載を要しない。
- なお、類する他の方法により算定した割合を用いる場合には、算定方法の概要を併せて記載し、最近5事業年度の間に株式の併合又は株式の分割が行われた場合には、当該株式の併合又は株式の分割による影響を考慮して記載すること。
- (a) 提出会社の最近5事業年度の各事業年度の末日における株価(当該株価がない場合には当該事業年度の末日前直近の日における株価。株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を、その他の銘柄で気配相場がある場合には当該気配相場を用いること。)
- (b) 提出会社の5事業年度前の事業年度から(a)の各事業年度の末日に係る事業年度までの1株当たり配当額の累計額
- g 提出会社の株価の推移について、次のとおり記載すること。ただし、相互会社にあつては、記載を要しない。
- (a) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価を記載すること。
- (b) 株式が金融商品取引所に上場されている場合には、主要な1金融商品取引所の相場を記載し、当該金融商品取引所名を注記すること。
- なお、2以上の種類の株式が金融商品取引所に上場されている場合には、種類ごとに記載すること。
- (c) 株式が店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、当該認可金融商品取引業協会の発表する相場を記載するとともに、その旨を注記すること。
- なお、2以上の種類の株式が認可金融商品取引業協会に登録されている場合には、種類ごとに記載すること。
- (d) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。

(注) 第二号様式から第三号様式への読み替え

- ・最近5連結会計年度 → 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度
- ・最近5事業年度 → 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度

[当事業年度において改正開示府令(2026年2月20日)による時価総額の開示に関する新規定を適用する場合]

<第二号様式記載上の注意>

(25) 主要な経営指標等の推移

a~g (略)

h 提出会社が第19条の9第1項に規定する取引所金融商品市場に上場されている株券等(第9条第1号に規定する株券等をいう。hにおいて同じ。)の発行者である場合には、最近6事業年度の各事業年度の末日における株券等の時価総額(第19条の9第3項第1号に規定する時価総額をいう。)及び平均時価総額(同項に規定する平均時価総額をいう。)を注記すること。

(注) 第二号様式から第三号様式への読み替え

- ・最近6事業年度 → 当事業年度の前5事業年度及び当事業年度

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載は、開示府令第19条の9第1項又は第2項の規定により、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準（サステナビリティ開示基準）に従った開示を行うことが考えられます。この場合（適用初年度及びその翌年度に二段階開示を行う場合を含む。）は、本作成要領の分冊である「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載は、開示府令に規定されているとおり、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つが構成要素となります。

「ガバナンス」及び「リスク管理」については、重要性にかかわらず、全ての提出会社において記載が求められます。一方で、「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要なものについて記載することとされています。

このほか、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を「戦略」において記載し、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載することとされています。

2026年3月期の有価証券報告書における「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載については、各社の取組状況に応じて、さまざまな方法が考えられます。記載にあたっては、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の各構成要素に分けた記載を行わず、一体として記載することも考えられます。また、一体として記載する場合には、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかがわかるようにすることも有用と考えられます。

本作成要領では、参考として、以下の4つの記載事例を示していますが、上述のとおり、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載についてはさまざまな方法が考えられるため、各社の取組状況に応じて柔軟に開示を行うことが考えられます。

- 記載事例① サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、サステナビリティ情報全体について、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合
- 記載事例② サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、重要なサステナビリティ項目ごとに、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合
- 記載事例③ サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による新規定を適用し、サステナビリティ情報全体について、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合
- 記載事例④ サステナビリティ開示基準に従った開示を行わず、当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による新規定を適用し、重要なサステナビリティ項目ごとに、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載を行う場合

〔開示府令〕

(サステナビリティ情報の記載方法)

第19条の9 法第24条第1項第1号に掲げる有価証券の発行者（金融庁長官が指定する取引所金融商品市場に上場されている株券等の発行者に限る。）であって、平均時価総額が1兆円以上である者は、有価証券届出書又は法第24条第1項の規定による有価証券報告書（以下この条において「有価証券届出書等」という。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従って、これを記載しなければならない。当該サステナビリティ関連記載事項を訂正する場合における訂正届出書又は訂正報告書についても、同様とする。

2 前項に規定する者以外の者は、有価証券届出書等（同項後段の規定による訂正届出書又は訂正報告書を含む。）の記載事項のうちサステナビリティ関連記載事項については、一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従って、これを記載することができる。

3～6 （略）

附則

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）第19条の9第1項の規定は、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が令和10年3月31日以後に終了する事業年度（令和8年3月31日以後に終了する事業年度の末日を同条第3項第1号の規定による直前事業年度の前事業年度の末日又は同項第2号の規定による上場日以後に経過した事業年度（同項第1号に規定する直前事業年度を除く。）の全ての末日のうち最後のものとして算定した平均時価総額（同項に規定する平均時価総額をいう。）が3兆円以上である者（第10項において「第一次適用会社」という。）にあっては、令和9年3月31日以後に終了する事業年度。以下この条において「対象事業年度」という。）に係るものである場合における当該有価証券届出書又は対象事業年度に係る有価証券報告書から適用する。ただし、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する有価証券届出書又は有価証券報告書について、適用することができる。

2～7 （略）

8 新開示府令第二号様式記載上の注意(30)（新開示府令第三号様式（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式及び第七号様式（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）において準じて記載することとされている場合に限る。）、第三号様式記載上の注意(1)i（新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。）、第三号の二様式記載上の注意(1)f、第七号様式記載上の注意(1)k（第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）及び(30)（新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。）並びに第八号様式記載上の注意(1)iの規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9、10 （略）

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a～h （略）

i 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあつては、当事業年度末）現在において判断したものである旨を記載すること。

(10-2) サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意(30-2)に準じて記載すること。

<第二号様式記載上の注意>

(30-2) サステナビリティに関する考え方及び取組

最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

- a ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。
- b 戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。cにおいて同じ。）並びに指標及び目標（サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。cにおいて同じ。）のうち、重要なものについて記載すること。
- c bの規定にかかわらず、人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。
 - (a) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。
 - (b) (a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

(注) 第二号様式から第三号様式への読み替え

- ・ 最近日 → 当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末）

〔開示ガイドライン〕

5-16-2 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ3 定量情報（開示府令第二号様式記載上の注意(30)dに規定するスコープ3 定量情報をいう。以下5-16-2において同じ。）であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は当該スコープ3 定量情報が事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-3において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(1)k(a)から(d)までに掲げる事項を記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報又はスコープ3 定量情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

(注) 改正開示府令（2026年2月20日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、作成にあたってのポイント⑨（51頁）を参照

5-16-3 開示府令第二号様式中「サステナビリティに関する考え方及び取組」又は同様式中「コーポレート・ガバナンスの概要」を記載するに当たっては、同様式記載上の注意(30)aからcまで又は(54)iに規定する事項を有価証券届出書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。

また、参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が有価証券届出書の虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券届出書に係る虚偽記載等の責任を負うものではないことに留意する。

(注) 改正開示府令(2026年2月20日)による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示府令にあわせて次のように読み替える。

・記載上の注意(30)aからcまで → 記載上の注意(30-2)aからcまで

5-16-4 開示府令第二号様式記載上の注意(30)cに規定する「記載することとされた事項の全部又は一部」を届出書の他の箇所において記載した場合には、例えば、同様式記載上の注意(30)c(c)に規定する「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意(58-3)に規定する管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を同様式第二部第4の5の(2)「従業員の状況」において記載している場合が含まれることに留意する。

(注) 改正開示府令(2026年2月20日)による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示府令にあわせて次のように読み替える。

・記載上の注意(30)cに規定する「記載することとされた事項の全部又は一部」
→ 記載上の注意(30-2)ただし書に規定する「記載すべき事項の全部又は一部」
・記載上の注意(30)c(c) → 記載上の注意(30-2)c(b)

(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)

24-10 5-2-2、5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-12から5-14まで、5-16から5-23-2まで、5-36及び5-44は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。(以下略)

作成にあたってのポイント

- ① 「ガバナンス」及び「リスク管理」については、企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、重要性にかかわらず、全ての提出会社において記載が求められます。そして、各社が「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて重要と判断したサステナビリティ項目については、「戦略」並びに「指標及び目標」の開示も求められます。
例えば、気候変動関連の情報についても、サステナビリティ情報の一つとして、上記のような枠組みで、その開示の要否が判断されることになると考えられます。
- ② 人的資本(人材の多様性を含む。)に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、重要性にかかわらず、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針を「戦略」において記載、当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載することとされています。
- ③ 「戦略」並びに「指標及び目標」は、重要なものについて記載しますが、重要性の判断にあたっては、「記述情報の開示に関する原則」(金融庁 2019年3月19日公表)2-2において、「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる。」としており、その重要性は「その事柄が企業価値や業績等に与える影響度を考慮して判断することが望ましい。」としていることを参考にすることが考えられます。
- ④ 「戦略」並びに「指標及び目標」について、各社が重要性を判断した上で記載しないこととした場合における当該判断やその根拠は、必ず開示しなければならない事項ではありませんが、その上で、投資家に有用な情報を提供する観点から、例えば、各社がその事業環境や事業内容を踏まえて、どのような検討を行い、重要性がないと判断するに至ったのか、その検討過程や結論を具体的に記載することが考えられます。
- ⑤ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」について、記載すべき事項の全部又は一部を有価証券報告書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができるかとされています。また、「記載すべき事項の全部又は一部を有価証券報告書の他の箇所において記載した場合には、例えば、第二号様式記載上の注意(30-2)c(b)に規定される「当該指標を用いた目標及び実績」として、同様式記載上の注意(58-3)に規定される管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異を「第4 提出会社の状況 5 従業員の状況等 (2) 従業員の状況」の「管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」において記載している場合が含まれることに留意するとされています。

作成にあたってのポイント（続き）

- ⑥ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載について、投資家が真に必要とする情報は、有価証券報告書に記載する必要があるものの、記載事項を補完する詳細な情報については、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができるとされています。参照する提出会社が公表した他の書類には、任意に公表した書類、他の法令や上場規則等に基づき公表された書類、ウェブサイト、前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の任意開示書類も含まれると考えられます。

ウェブサイトを参照する場合には、(a)更新される可能性がある場合はその旨及び予定時期を有価証券報告書に記載した上で、更新した場合には、更新個所及び更新日をウェブサイトにおいて明記する、(b)有価証券報告書の公衆縦覧期間中は、継続して閲覧可能とするなど、投資者に誤解を生じさせないような措置を講じることが考えられます。

将来公表予定の書類を参照する際は、投資家に理解しやすいよう公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれます。

- ⑦ 当年度の有価証券報告書について、開示府令が求める開示事項を開示している場合には、翌年度以降、企業においてその開示内容を拡充したとしても、当年度の開示について虚偽記載等に該当しない限りは、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられます。

- ⑧ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」において将来に関する事項を記載する場合には、「当該事項は当連結会計年度末現在において判断したものである旨を記載する」とされていますが、有価証券報告書提出日時点での判断を妨げるものではないと考えられます（例えば、当連結会計年度末から有価証券報告書提出日までの間に変更があった場合などに、有価証券報告書提出日時点で判断することが考えられます。）。また、その際は、有価証券報告書提出日時点で判断したものである旨を記載すべきであると考えられます。

- ⑨ 改正開示府令（2026年2月20日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、改正前の開示ガイドライン5-16-2では、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合」について、「例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる」とされています。

具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきものと考えられますが、例えば、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券報告書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、〇頃までに〇〇のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することが想定されています。

- ⑩ 人的資本（人材の多様性を含む。）に関する「戦略」並びに「指標及び目標」については、基本的には、連結会社ベースの指標及び目標を開示することが想定されています。もっとも、例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているものの、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われてはいない等、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体（主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ）又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられます。

- ⑪ 「サステナビリティに関する考え方及び取組」には、当連結会計年度末現在の情報を記載する必要がありますが、その記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられます。この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資家に誤解を生じさせないようにする必要があります。また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられます。

- ⑫ 開示府令第19条の9第1項又は第2項の規定により、法令の定めに基づき一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準に従った開示を行うことが考えられます。この場合（適用初年度及びその翌年度に二段階開示を行う場合を含む。）は、本作成要領の分冊である「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」をご確認ください。

[当事業年度において改正開示府令（2026年2月20日）による「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載事項に関する新規定並びに将来情報についての記載事項に関する新規定を適用する場合]

（記載上の注意）

（1） 一般的事項

a～h （略）

i 「第一部 企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」に将来に関する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、将来に関する事項が含まれる箇所を特定した上で、一定程度、集約して記載することができる。

- （a） 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は当連結会計年度末（連結財務諸表を作成していない場合にあっては、当事業年度末）現在において判断したものである旨
- （b） 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
- （c） 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
- （d） 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

（10） サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意(30)に準じて記載すること。

＜第二号様式記載上の注意＞

（1） 一般的事項

a～j （略）

k （略）

- （a） 将来に関する事項が含まれる旨及び当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨
- （b） 将来に関する事項に係る記載内容が事後的に異なるものとなる可能性がある場合には、その旨及びその要因
- （c） 将来に関する事項を記載するに当たり前提とされた事実及び仮定並びに推論過程
- （d） 情報の入手経路の確認を含む将来に関する事項の適切性を検討し、評価するための社内の手続（将来に関する事項の開示に対し責任を有する機関又は個人について、その名称又は役職名及び役割を含む。）

（30） サステナビリティに関する考え方及び取組

a 第19条の9第1項又は第2項の規定の適用を受ける者は、冒頭に、次に掲げる事項を記載した上で、サステナビリティ開示基準（同条第5項に規定するサステナビリティ開示基準をいう。以下(30)において同じ。）により開示することとされている事項を記載すること。

- （a） サステナビリティ開示基準に準拠している旨
- （b） 第19条の9第1項又は第2項のいずれの規定の適用を受けるものかの別
- （c） 企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第5号）附則第2条第2項の規定の適用を受けている場合には、その旨及び最近事業年度の次の事業年度に係る半期報告書の提出期限までにサステナビリティ開示基準により開示することとされている事項を記載した訂正届出書を提出する旨
- （d） サステナビリティ開示基準に基づく経過措置（サステナビリティ開示基準で定めるところにより、当該経過措置の適用を受ける場合にはその旨を開示することとされているものに限る。）の適用を受けている場合には、その旨並びにその根拠となる規定及び内容

b aの場合以外の場合には、最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況（人的資本（人材の多様性を含む。）に係るものを除く。）について、次のとおり記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

- （a） ガバナンス（サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう。）及びリスク管理（サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう。）について記載すること。
- （b） 戦略（短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサス

テナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう。c(b)において同じ。)並びに指標及び目標(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう。c(c)において同じ。)のうち、重要なものについて記載すること。

c 最近日現在における連結会社の人的資本(人材の多様性を含む。)について、次のとおり記載すること。ただし、aの規定により、サステナビリティ開示基準に従って、これと同様の記載をしているときは、この限りでない。

(a) b(a)に掲げる事項を記載すること。

(b) 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を戦略において記載すること。

(c) (b)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。

なお、cにおいて記載することとされた事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

d スコープ3温室効果ガス排出(バリュー・チェーンで発生する間接的な温室効果ガス排出(第三者から購入又は取得した上で消費する電気、蒸気、温熱又は冷熱の生成から発生する間接的な温室効果ガス排出を除く。))をいう。)に関する定量情報(以下dにおいて「スコープ3定量情報」という。)を記載する場合にあっては、スコープ3定量情報に係る(1)k(b)から(d)までに掲げる事項を記載すること。

(注) 第二号様式から第三号様式への読み替え

・届出書提出日 → 当連結会計年度末(連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末)

・最近事業年度 → 当事業年度

・最近日 → 当連結会計年度末(連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末)

附則

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第2条 (略)

2~7 (略)

8 新開示府令第二号様式記載上の注意(30)(新開示府令第三号様式(新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式及び第七号様式(新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。))において準じて記載することとされている場合に限る。)、第三号様式記載上の注意(1)i(新開示府令第四号様式において準じて記載することとされている場合を含む。)、第三号の二様式記載上の注意(1)f、第七号様式記載上の注意(1)k(第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。)及び(30)(新開示府令第八号様式及び第九号様式において準じて記載することとされている場合に限る。)並びに第八号様式記載上の注意(1)iの規定は、対象事業年度に係る有価証券報告書について適用し、対象事業年度より前の事業年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。ただし、当該有価証券報告書のうち施行日以後に提出されるものについて適用することができる。

9、10 (略)

(注)・対象事業年度 → 令和10年3月31日以後に終了する事業年度

(平均時価総額3兆円以上である者については、令和9年3月31日以後に終了する事業年度)

・施行日 → この府令の施行の日(令和8年2月20日)

< 第二号様式記載上の注意 >

(33) 重要な契約等

a～e (略)

f 提出会社の株主（当該提出会社の完全親会社（会社法第 847 条の 2 第 1 項に規定する完全親会社をいう。）を除く。g において同じ。）と当該提出会社（当該提出会社が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該提出会社又はその連結子会社。以下 f において同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的、取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程及び当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響（影響を及ぼさないと考える場合には、その理由）を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該提出会社の役員について候補者を指名する権利を当該株主が有する旨の合意

(b) 当該株主による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c) 当該提出会社の株主総会又は取締役会において決議すべき事項について当該株主の事前の承諾を要する旨の合意

g 提出会社の株主と当該提出会社との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合において、当該株主が法第 27 条の 23 第 1 項の規定により大量保有報告書を提出した者であるときは、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日、当該契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに当該合意の内容を含む。）、当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程を具体的に記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

なお、当該契約の相手方が個人である場合における住所の記載に当たっては、市町村までを記載しても差し支えない。

(a) 当該株主による当該提出会社の株式の譲渡その他の処分について当該提出会社の事前の承諾を要する旨の合意

(b) 当該株主が当該提出会社との間で定めた株式保有割合（当該株主の有する当該提出会社の株式の数がその発行済株式の総数のうちに占める割合をいう。（c）において同じ。）を超えて当該提出会社の株式を保有することを制限する旨の合意

(c) 当該提出会社による株式の発行その他の行為が当該株主の株式保有割合の減少を伴うものである場合に、当該株主がその株式保有割合に応じて当該株式を引き受けることができる旨の合意

(d) 当該契約が終了した場合に、当該提出会社が当該株主に対しその保有する当該提出会社の株式を当該提出会社（当該提出会社が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

h 提出会社が第 19 条第 2 項第 12 号の 4 に規定する財務上の特約その他当該提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合又は連結子会社が同項第 20 号に規定する財務上の特約その他当該連結会社（同項第 13 号に規定する当該連結会社をいう。以下 h において同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性のある特約が付された金銭消費貸借契約の締結若しくはこれらの特約が付された社債の発行をしている場合において、その金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高（複数の金銭消費貸借契約に同種の特約が付されている場合にあっては、各金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高を合計した額）又はその社債の期末残高（複数の社債に同種の特約が付されている場合にあっては、各社債の期末残高を合計した額）が当該連結会社に係る最近連結会計年度の末日における同項第 13 号に規定する連結純資産額（当該提出会社が連結財務諸表提出会社でない場合にあっては、当該提出会社の最近事業年度の末日における同項第 5 号に規定する純資産額）の 100 分の 10 以上に相当する額であるときは、その期末残高に係る金銭消費貸借契約（提出会社が連結子会社との間又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社との間で締結しているものを除く。以下 h において同じ。）又は社債（提出会社が連結子会社に対して、又は連結子会社が提出会社若しくは他の連結子会社に対して発行しているものを除く。以下 h において同じ。）についての次に掲げる事項を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用し、使用权資産を区分して記載している場合）

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりである。

(1) 提出会社

○年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数(人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	使用权 資産 (面積千㎡)	その他	合計	
○工場 (○県○市) (注2)(注3)	○○○○	○○○	XXX	XXX	XXX (XXX)	XXX (XXX)	XXX	XXX	XXX [XXX]
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

(2) 国内子会社

○年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数(人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	使用权 資産 (面積千㎡)	その他	合計	
~~	~~~~~	~~~~~	~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

(3) 在外子会社

○年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員 数(人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	使用权 資産 (面積千㎡)	その他	合計	
~~	~~~~~	~~~~~	~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~

(注)1. (略)

2. (略)

3. 使用权資産のうち土地については、土地の面積使用权資産の( )内に記載している。

4. (略)

5. 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書きしている。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

記載事例（会社法に基づくストックオプション制度を採用している場合）

① 【ストックオプション制度の内容】	
決議年月日	○年○月○日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 ○○ 当社勤続××年以上の管理職 ○○ 子会社△△△株式会社の取締役 ○○
新株予約権の数（個） ※	XXX [XXX]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 XXX,XXX [XXX,XXX]
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	XXX
新株予約権の行使期間 ※	自 ○年○月○日～至 ○年○月○日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 XXX 資本組入額 XXX
新株予約権の行使の条件 ※	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りでない。 .....。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。 .....。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当事業年度の末日（○年 3 月 31 日）における内容を記載している。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（○年 5 月 31 日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はない。

記載事例（ストックオプション制度の内容を「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の（ストック・オプション等関係）に記載している場合）

① 【ストックオプション制度の内容】 ストックオプション制度の内容は「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項」の（ストック・オプション等関係）に記載している。
-----------------------------------------------------------------------------------------

記載事例（使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合で、ストックオプション制度の内容を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載している場合）

① 【ストックオプション制度の内容】 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容については、「5 従業員の状況等 (2) 従業員の状況」に記載している。
----------------------------------------------------------------------------------

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

記載事例（役員・従業員株式所有制度を導入している場合）

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

1. 役員・従業員株式所有制度の概要

当社は、.....を目的として、.....を導入している。  
当該制度では、.....

.....。

2. 役員・従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

X,XXX 千株

3. 当該役員・従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

.....  
.....。

記載事例（使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入しており、当該制度の内容を「5 従業員の状況等」の「(2) 従業員の状況」に記載している場合）

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している。当該役員・従業員株式所有制度については、「5 従業員の状況等 (2) 従業員の状況」に記載している。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 記載事例

#### 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第 155 条第○号に基づく普通株式の取得

##### (1)【株主総会決議による取得の状況】

区 分	株式数 (株)	価額の総額(円)
株主総会 (○年 ○月 ○日)での決議状況 (取得期間 ○年 ○月 ○日~○年 ○月 ○日)	XXX, XXX	XXX, XXX, XXX
当事業年度前における取得自己株式	XXX, XXX	XXX, XXX, XXX
当事業年度における取得自己株式	XX, XXX	XX, XXX, XXX
残存授権株式の総数及び価額の総額	XX, XXX	XX, XXX, XXX
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	XX. X	XX. X
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	XX. X	XX. X

【有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、会社法第 156 条第 1 項の規定による株式の取得に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合】

また、次の株式の取得に関する事項は、○年 6 月 ○日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

区 分	株式数 (株)	価額の総額(円)
株主総会 (○年 6 月 ○日)での決議状況 (予定) (取得期間 ○年 ○月 ○日~○年 ○月 ○日)	XXX, XXX	XXX, XXX, XXX

##### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区 分	株式数 (株)	価額の総額(円)
取締役会 (○年 ○月 ○日)での決議状況 (取得期間 ○年 ○月 ○日~○年 ○月 ○日)	XXX, XXX	XXX, XXX, XXX
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	XX, XXX	XX, XXX, XXX
残存決議株式の総数及び価額の総額	XX, XXX	XX, XXX, XXX
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	XX. X	XX. X
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	XX. X	XX. X

### 3【配当政策】

#### 記載事例

#### 3【配当政策】

配当の基本的な方針は、  
 .....  
 .....

また、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、  
 .....

これらの配当の決定機関は、.....

当事業年度の配当については、.....

内部留保資金の使途については、.....

また、当社は会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めている。

なお、第〇〇期の剰余金の配当は以下のとおりである。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
〇年 11 月〇日 取締役会決議	XX	X
〇年 6 月〇日 定時株主総会決議	XX	XX

[有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]

なお、第〇〇期の剰余金の配当は以下のとおりである。期末配当に関する配当金の総額 XX 百万円及び 1 株当たり配当額 XX 円については、〇年 6 月〇日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
〇年 11 月〇日 取締役会決議	XX	X
〇年 6 月〇日 定時株主総会決議（予定）	XX	XX

[会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合]

また、〇年〇月〇日発行の無担保第〇回転換社債に下記の配当制限が付されている。

「当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日の属する決算期以降の配当（中間配当を含む。）累計額が、監査済の損益計算書（財務諸表等規則による。）に示される税引後の当期純損益の累計額に XXX 億円を加えた額を超えることとなるような配当（中間配当を含む。）を行わない。この場合、〇年〇月以降の中間配当は、直前決算期の配当とみなす。ただし、株式分割については、これを適用しない。」

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

記載事例

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

当社グループの人材戦略は、.....  
.....°

また、当社グループにおける従業員の給与その他の給付の額及び内容については、.....  
.....に基づき決定している。

(記載上の注意)

(39-2) 人材戦略に関する基本方針等

第二号様式記載上の注意(58-2)に準じて記載すること。

<第二号様式記載上の注意>

(58-2) 人材戦略に関する基本方針等

- a 連結会社の人材戦略を連結会社の経営方針・経営戦略等に関連付けて、具体的に記載すること。
- b 連結会社の従業員（連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には、臨時従業員を含む。）の給与（賞与を含む。）その他の給付の額及び内容の決定に関する方針について、具体的に記載すること。  
なお、当該方針は、提出会社（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合にあっては、提出会社及び最大人員会社（提出会社の連結子会社（外国の会社を除く。以下 b において同じ。）のうち最近事業年度における従業員数（就業人員数をいう。以下 b 及び (58-3) において同じ。）が最も多い会社（当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、連結子会社のうちその次に従業員数が多い会社を含む。）をいう。（58-3) d において同じ。))に係るものに限ることができる。
- c a 及び b の規定に基づき記載すべき事項の全部又は一部を届出書の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる。

(注) 第二号様式から第三号様式への読み替え

・最近事業年度 → 当事業年度

[開示ガイドライン]

5-16-2 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」まで及び「第4 提出会社の状況」の「5 従業員の状況等」の将来に関する事項（以下「将来情報」という。）又は「第2 事業の状況」の「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」におけるスコープ3 定量情報（開示府令第二号様式記載上の注意(30)dに規定するスコープ3 定量情報をいう。以下5-16-2において同じ。）であって、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、当該将来情報と実際に生じた結果が異なるとき又は当該スコープ3 定量情報が事後的に誤りであることが判明し、若しくは見積りの方法により算出した数値についての確定値が判明したときにおいても、虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-3において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、開示府令第二号様式記載上の注意(1)k(a)から(d)までに掲げる事項を記載することが考えられる。

なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報又はスコープ3 定量情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。

(注) 改正開示府令（2026年2月20日）による将来情報についての記載事項に関する新規定を適用していない場合、作成にあたってのポイント③（209頁）を参照

(2) 【従業員の状況】

記載事例

(2) 【従業員の状況】

① 連結会社の状況

○年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
〇〇	X, XXX [ XXX]
~~~~~	~~~~~
全社 (共通)	XXX [XXX]
合計	X, XXX [XXX]

(注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外数で記載している。

2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。

② 提出会社の状況

○年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の対前事業年度増減率 (%)
X, XXX [XXX]	XX. X	XX. X	X, XXX, XXX	X. X

セグメントの名称	従業員数 (人)
〇〇	X, XXX [XXX]
~~~~~	~~~~~
全社 (共通)	XXX [ XXX]
合計	X, XXX [ XXX]

(注) 1. 従業員数は就業人員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載している。

2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。

3. 従業員数が当事業年度末までの1年間において、XXX人増加しているが、その主な理由は、〇〇〇事業における△△△△関連製品の増産等によるものである。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

③ 労働組合の状況

当社グループには、〇〇〇〇グループ労働組合が組織 (組合員数〇〇〇人) されており、全日本〇〇産業労働組合連合会に属している。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はない。

(記載上の注意)

(39-3) 従業員の状況

第二号様式記載上の注意(58-3)に準じて記載すること。

<第二号様式記載上の注意>

(58-3) 従業員の状況

- a 最近日現在の連結会社における従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。
- b 提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与(賞与を含む。以下bにおいて同じ。)及び平均年間給与の対前事業年度増減率(最近事業年度における平均年間給与からその前事業年度における平均年間給与を控除した額を当該前事業年度における平均年間給与の額で除して得た割合をいう。)を記載すること。
- c 提出会社の従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。
- d 提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合には、最大人員会社に係るbに規定する事項について、会社ごとに区分して記載すること。
- e 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。
- f 最近日までの1年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。
- g 使用人等のみに対して新株予約権証券を付与する場合には、(39)aからdまでに掲げる事項又はこれらの事項を「1 株式等の状況」の「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」に記載している旨を、使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合には(46)a(a)から(c)までに掲げる事項又はこれらの事項を「1 株式等の状況」の「(7) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している旨を記載すること。
- h~k (略)

(注) 第二号様式から第三号様式への読み替え

- ・最近日 → 当連結会計年度末(連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度末)
- ・最近事業年度 → 当事業年度

記載事例（使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合）

④ 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容	
決議年月日	○年○月○日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社勤続××年以上の使用人等 ○○
新株予約権の数等の記載事例については、120 頁参照	

記載事例（使用人等のみに対して新株予約権を付与する場合で、ストックオプション制度の内容を「1 株式等の状況」の「(2) 新株予約権等の状況」の「① ストックオプション制度の内容」に記載している場合）

④ 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容 使用人等のみに対して付与する新株予約権の内容について「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載している。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------

記載事例（使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合）

④ 使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容 記載事例については、148 頁参照
----------------------------------------------------------

記載事例（使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している場合で、当該制度の内容を「1 株式等の状況」の「(8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している場合）

④ 使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度の内容 当社は使用人その他の従業員のみを対象とした役員・従業員株式所有制度を導入している。当該役員・従業員株式所有制度の内容について「1 株式等の状況 (8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載している。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

記載事例（提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社であり、提出会社の連結子会社のうち事業年度における従業員数が最も多い会社の従業員数が連結会社の従業員の過半数を超えない場合）

(2)【従業員の状況】

① 連結会社の状況  
(略)

② 提出会社の状況  
(略)

③ 最大人員会社の状況

ア 当事業年度における従業員数が最も多い会社

〇〇電子(株)

〇年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
X,XXX [XXX]	XX.X	XX.X	X,XXX,XXX	X.X

(注) 1. 従業員数は就業人員数（社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載している。

2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

イ 上記アの会社の次に従業員数が多い会社

(株)〇〇セラミックス

〇年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
X,XXX [XXX]	XX.X	XX.X	X,XXX,XXX	X.X

(注) 1. 従業員数は就業人員数（社外への出向者を除き、社外からの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は [ ] 内に年間の平均人員を外数で記載している。

2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いている。

3. 従業員数が当事業年度末までの1年間において、XXX人増加しているが、その主な理由は、〇〇〇事業における△△△△関連製品の増産等によるものである。

4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当連結会計年度（○年4月1日から○年3月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和7年3月24日内閣府令第20号。以下「改正府令第20号」という。）附則第3条第1項ただし書き及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和7年8月22日内閣府令第75号。以下「改正府令第75号」という。）附則第5条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当事業年度（○年4月1日から○年3月31日まで）は、改正府令第20号附則第2条第1項ただし書き及び改正府令第75号附則第3条第1項ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

（略）

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当連結会計年度（○年4月1日から○年3月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和7年8月22日内閣府令第75号。以下「改正府令」という。）附則第4条第1項ただし書きにより、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成している。

なお、当事業年度（○年4月1日から○年3月31日まで）は、改正府令附則第2条第1項ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2. 監査証明について

（略）

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

- ・リース会計基準第49項(2)に従い、使用権資産について対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示する。
- ・リース負債について連結貸借対照表において区分して表示する。
- ・リース債権及びリース投資資産のそれぞれについて連結貸借対照表において区分して表示する。
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第118項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。
- ・借手のリースについて、リース適用指針第136項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法に従い組替えを行わない。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (○年3月31日)	当連結会計年度 (○年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	XXX	XXX
受取手形	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
受取手形（純額）	XXX	XXX
売掛金	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
売掛金（純額）	XXX	XXX
契約資産	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
契約資産（純額）	XXX	XXX
リース債権	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
リース債権（純額）	XXX	XXX
リース投資資産	XXX	XXX
貸倒引当金	△XXX	△XXX
リース投資資産（純額）	XXX	XXX
有価証券	XXX	XXX
商品及び製品	XXX	XXX
仕掛品	XXX	XXX
原材料及び貯蔵品	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
流動資産合計	XXX	XXX
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
建物及び構築物（純額）	XXX	XXX
機械装置及び運搬具	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
機械装置及び運搬具（純額）	XXX	XXX
土地	※○ XXX	※○ XXX
リース資産	XXX	-
減価償却累計額	△XXX	-
リース資産（純額）	XXX	-
使用権資産	-	XXX
減価償却累計額	-	△XXX
使用権資産（純額）	-	XXX
建設仮勘定	XXX	XXX
その他	XXX	XXX
減価償却累計額	△XXX	△XXX
その他（純額）	XXX	XXX
有形固定資産合計	XXX	XXX

[当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合]

[連結財規]

(流動資産の区分表示)

第 23 条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 2 号から第 2 号の 3 までに掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～二の三 (略)

三 リース債権 (通常取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年以内に回収されないことが明らかかなものを除く。)

三の二 リース投資資産 (通常取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で 1 年以内に回収されないことが明らかかなものを除く。)

四～七 (略)

八 その他

2 (略)

3 第 1 項第 8 号に掲げる項目に属する資産のうち、その金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもって別に掲記しなければならない。

4、5 (略)

6 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産のそれぞれについては、同項各号 (第 3 号及び第 3 号の 2 を除く。) に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産が含まれる科目及び当該資産の金額をそれぞれ注記しなければならない。

7 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、第 1 項第 3 号に掲げる項目に属する資産については、当該資産の期末残高の、当該期末残高及び同項第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号に掲げる項目に属する資産と一括して表示することができる。

8 前項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、第 1 項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産を一括して同項各号 (第 3 号及び第 3 号の 2 を除く。) に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号及び第 3 号の 2 に掲げる項目に属する資産が一括して含まれる科目及び当該資産の金額を注記しなければならない。

[連結財規ガイドライン]

23-3 規則第 23 条第 3 項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

1 (略)

2 通常取引以外の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産で 1 年以内に期限が到来するものについて、これらの合計額が資産の総額の 100 分の 5 を超える場合には、リース債権及びリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

(有形固定資産の区分表示)

第 26 条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一 建物 (その付属設備を含む。) 及び構築物

二 機械装置 (その付属設備を含む。) 及び運搬具 (船舶及び水上運搬具、鉄道車両その他の陸上運搬具並びに航空機)

三 土地

四 使用権資産 (対応する原資産が前 3 号及び第 6 号に掲げるものである場合に限る。)

五 (略)

六 その他

2 (略)

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に掲げる項目に属する資産については、同項各号 (第 4 号及び第 5 号を除く。) に掲げる項目に属する資産に含めて表示することができる。

4 (略)

(無形固定資産の区分表示)

第 28 条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 1 号、第 2 号又は第 3 号の項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下である場合には、第 4 号に属する資産と一括して掲記することができる。

一 (略)

二 使用権資産 (対応する原資産が第 4 号に掲げるもの (財務諸表等規則第 27 条第 8 号に掲げるものを除く。) である場合に限る。)

三 (略)

四 その他

2 (略)

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 2 号に掲げる項目に属する資産については、同項第 4 号に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。

4、5 (略)

(投資その他の資産の区分表示等)

第 30 条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 4 号に掲げる項目以外の項目に属する資産の金額が資産の総額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～四 (略)

五 使用権資産 (対応する原資産が次号に掲げるものである場合に限る。)

六 その他

2～5 (略)

6 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 5 号に掲げる項目に属する資産については、同項第 6 号に掲げる項目に属する資産を含めて表示することができる。

[連結財規ガイドライン]

30-5 財務諸表等規則ガイドライン 33 の 2 に掲げるリース債権及びリース投資資産で、これらの合計額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、リース債権及びリース投資資産の科目をもって掲記するものとする。

[財規]

(無形固定資産の範囲)

第 27 条 次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとする。

一～七 (略)

八 鉱業権

九～十四 (略)

〔連結財規〕

(流動負債の区分表示)

第 37 条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 4 号の 2 及び第 5 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一、二 (略)

三 リース負債

四～八 (略)

2～6 (略)

7 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 3 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第 38 条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第 6 号及び第 7 号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一、二 (略)

三 リース負債

四～十 (略)

2～4 (略)

5 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債については、同項各号（第 3 号を除く。）に掲げる項目に属する負債に含めて表示することができる。この場合においては、同項第 3 号に掲げる項目に属する負債が含まれる科目及び当該負債の金額を注記しなければならない。

#### 作成にあたってのポイント

- ① 「収益認識に関する会計基準」等においては、企業の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上したうえで、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権について、適切な科目をもって連結貸借対照表に表示することとされています。この際、契約資産については、例えば、契約資産、工事未収入金等として表示することとされています。契約負債については、例えば、契約負債、前受金等として表示することとされています。顧客との契約から生じた債権については、例えば、売掛金、営業債権等として表示することとされています。
- ② 契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、連結貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記することとされています。また、契約負債を連結貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記することとされています。
- ③ 自己株式の処分に係る申込期日経過後における申込証拠金は、純資産の部の「自己株式」の次に「自己株式申込証拠金」という科目をもって掲記しなければならないとされていますのでご注意ください。
- ④ 連結財規第 43 条の 2 第 2 項により、その他の包括利益累計額の項目として計上することが適当であると認められるものは、同条第 1 項各号の科目以外でも当該項目を示す名称を付した科目で掲記することができることとされています。

(当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日)等を早期適用する場合)

#### 借 手

- ⑤ 使用権資産については、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合に連結貸借対照表において表示するであろう科目に含める方法又は対応する原資産の表示区分(有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等)において使用権資産として区分する方法のいずれかの方法により表示することとされています。
- ⑥ リース負債については、連結貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記することとされています。
- ⑦ 「リースに関する会計基準の適用指針」(2024 年 9 月 13 日)第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

#### 貸 手

- ⑧ 通常の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産(破産更生債権等で 1 年以内に回収されないことが明らかなものを除く。)のそれぞれについては、連結貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています(連結財規第 23 条第 1 項及び第 6 項)。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができるとされています(連結財規第 23 条第 7 項及び第 8 項)。なお、通常の取引以外の取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産で 1 年以内に期限が到来するもの並びに投資その他の資産に属するリース債権及びリース投資資産で、これらの合計額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、リース債権及びリース投資資産の科目をもって掲記することとされています(連結財規ガイドライン 23-3 の 2 及び 30-5)。
- ⑨ 貸手については、上記⑦の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を以下の前提で早期適用する場合）

- ・リース負債に係る利息費用について連結損益計算書において区分して表示する。
- ・ファイナンス・リースに係る販売損益、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額、オペレーティング・リースに係る収益について、連結損益計算書において区分して表示せず、それぞれが含まれる科目及び金額を注記する。
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第118項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減する。
- ・借手のリースについて、リース適用指針第136項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法に従い組替えを行わない。

【連結損益計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
(略)		
営業外費用		
支払利息	XXX	XXX
リース負債に係る利息費用	—	XXX
有価証券売却損	XXX	XXX
持分法による投資損失	XXX	XXX
. . . . .	XXX	XXX
. . . . .	XXX	XXX
営業外費用合計	XXX	XXX
(略)		

[当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合]

〔連結財規〕

(営業外費用の表示方法)

第 58 条 営業外費用に属する費用は、支払利息(社債利息を含む。)、リース負債に係る利息費用、有価証券売却損、持分法による投資損失その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、各費用のうち、その金額が営業外費用の総額の 100 分の 10 以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもって掲記することができる。

2 前項の規定にかかわらず、リース負債に係る利息費用については、同項に規定する他の項目に属する費用に含めて表示することができる。この場合においては、当該利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記しなければならない。

(リースに係る収益及び損益の表示方法)

第 67 条の 2 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。

一 ファイナンス・リース(契約に定められた期間の中途において当該契約を解除することができないリース又はこれに準ずるリースで、借手が原資産からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該原資産の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリースをいう。以下この項及び第 286 条の 2 において同じ。)に係る販売損益(売上高から売上原価を控除した純額をいう。同条において同じ。)

二 ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

三 オペレーティング・リース(ファイナンス・リース以外のリースをいう。第 286 条の 2 において同じ。)に係る収益(貸手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。)のリース料に含まれるものに限る。同条において同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益のそれぞれについては、他の収益又は損益に属する科目に含めて表示することができる。この場合においては、同項各号に掲げる項目に属する収益又は損益が含まれる科目及び当該収益又は損益の金額をそれぞれ注記しなければならない。

作成にあたってのポイント

- ① 「収益認識に関する会計基準」等においては、顧客との契約から生じる収益を適切な科目をもって連結損益計算書に表示することとされており、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示することとされています。
- ② 顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して連結損益計算書に表示するか、又は両者を区分して連結損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記することとされています。また、顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合には、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響(受取利息又は支払利息)を連結損益計算書において区分して表示するものとされています。

(当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合)

借 手

③ リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示する又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び金額を注記することとされています。

④ 「リースに関する会計基準の適用指針」第 118 項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸 手

⑤ 次の事項については、連結損益計算書において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています。左記の記載事例では、これらを連結損益計算書において区分しない場合の例を記載していますが、この場合には注記が必要となります(注記する場合の記載事例は 352 頁参照)。

- ・ファイナンス・リースに係る販売損益(売上高から売上原価を控除した純額)
- ・ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- ・オペレーティング・リースに係る収益(貸手のリース料に含まれるもののみを含める。)

⑥ 貸手については、上記④の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(ハ) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上している。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

(ニ) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（〇年～〇年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（〇年～〇年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしている。

[連結財務諸表提出会社及び連結子会社が簡便法を採用している場合]

(ニ) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### （ロ）重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ①有形固定資産（使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物	X年～XX年
機械装置及び運搬具	X年～XX年

###### ②無形固定資産（使用権資産を除く）

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（X年）に基づいている。

###### ③使用権資産

原資産の所有権が借手に移転すると認められるリースに係る使用権資産

原資産を自ら所有していたと仮定した場合に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産

借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

#### 作成にあたってのポイント

(当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。)の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準第13号に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについて、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(2007年3月30日)の定めにより、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っていた場合、「リースに関する会計基準」適用後も、当該会計処理を継続することができるとされています。この場合、リース取引開始日が企業会計基準第13号の適用初年度開始前のリース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している旨及び「リース取引に係る会計基準」(1993年6月 企業会計審議会第一部会)で必要とされていた事項(「リースに関する会計基準の適用指針」参考)を注記することとされています。

従来、会計方針に関する事項に企業会計基準第13号適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている旨を記載していた場合には、重要な会計方針に該当しなくなったときを除き、当該注記を引き続き記載する必要があると考えられます。

記載事例<オペレーティング・リースの貸手側>（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合であって、無償賃貸期間について記載する場合（貸手のリース期間についてリース会計基準第32項(2)を選択する場合）

#### 4. 会計方針に関する事項

##### （ホ）重要な収益及び費用の計上基準

（略）

貸手のリース期間については、借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間（事実上解約不能と認められる期間を含む。）にリースが置かれている状況からみて借手が再リースする意思が明らかな場合の再リース期間を加えて決定する方法によっている。オペレーティング・リースによる貸手のリース料については、当該貸手のリース期間にわたり定額法で計上しているが、貸手のリース期間に無償賃貸期間が含まれる場合は、契約期間における使用料の総額（ただし、将来の業績等により変動する使用料を除く。）について契約期間にわたり計上している。

[当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合]

[財規ガイドライン]

8の2の3 規則第8条の2の3に規定する注記は、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1、2 (略)

3 2の(1)から(10)までに例示されている重要な会計方針の記載に関しては、次の点に留意する。

(1)～(5) (略)

(6) 2の(7)に掲げる収益及び費用の計上基準の記載に関しては、次の点に留意する。

① リースに係る収益及び費用の計上基準等、財務諸表について適正な判断を行うために必要があると認められる事項を記載するものとする。

② (略)

(7)、(8) (略)

(会計方針の変更等)

記載事例 (当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。)等を以下の前提で早期適用する場合)

- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「リース適用指針」という。)第118項本文に従って過去の期間のすべてに遡及適用する。
- ・リース会計基準第49項(2)に従い、連結貸借対照表における使用権資産の表示について、対応する原資産の表示区分(有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等)において使用権資産として区分する方法により表示する。
- ・貸手としてのリースはリース適用指針第71項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。

(会計方針の変更)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、.....(会計方針の変更の具体的な内容).....。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、.....(会計方針の変更の具体的な内容).....。これらの会計方針の変更は遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっている。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表は、有形固定資産の使用権資産(純額)がXXX百万円増加し、無形固定資産の使用権資産がXXX百万円増加し、流動負債のリース負債がXXX百万円増加し、固定負債のリース負債がXXX百万円増加している。前連結会計年度の連結損益計算書は、売上高がXXX百万円減少し、売上原価がXXX百万円減少し、減価償却費がXXX百万円増加し、賃借料がXXX百万円減少し、営業利益がXXX百万円増加し、受取利息がXXX百万円増加し、リース負債に係る利息費用がXXX百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれXXX百万円減少している。前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書は、税金等調整前当期純利益がXXX百万円減少し、減価償却費がXXX百万円増加し、〇〇〇がXXX百万円減少している。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高はXXX百万円減少している。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載している。

## 〔連結財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第14条の2 財務諸表等規則第8条の3(第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等(同条第1項本文に規定する会計基準等をいう。以下同じ。)の改正等(同項本文に規定する会計基準等の改正等をいう。以下同じ。)に伴い会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、財務諸表等規則第8条の3中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記)

第14条の3 財務諸表等規則第8条の3の2(第1項ただし書及び第2項ただし書を除く。)の規定は、会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合について準用する。この場合において、同条中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

## 〔財規〕

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

第8条の3 会計基準その他の規則(以下「会計基準等」という。)の改正及び廃止並びに新たな会計基準等の作成(以下「会計基準等の改正等」という。)に伴い会計方針の変更を行った場合(当該会計基準等に遡及適用に関する経過措置が規定されていない場合に限る。)には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

- 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額
  - 四 前事業年度に係る1株当たり情報(1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。)をいう。以下この章において同じ。)に対する影響額
  - 五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
- 2 前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱い(前事業年度より前のすべての事業年度に係る遡及適用による累積的影響額を前事業年度の期首における資産、負債及び純資産の金額に反映することをいう。以下同じ。)が実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第1号ホからトまで及び第2号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
- 一 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
    - イ 当該会計基準等の名称
    - ロ 当該会計方針の変更の内容
    - ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
    - ニ 当事業年度に係る1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
    - ホ 当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額
    - ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
    - ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日
  - 二 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合 次に掲げる事項
    - イ 当該会計基準等の名称
    - ロ 当該会計方針の変更の内容
    - ハ 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
    - ニ 1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
    - ホ 当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な旨
    - ヘ 遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由
    - ト 当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。）等を以下の前提で早期適用する場合）

- (1) 借手及び貸手について、以下の経過措置を適用する。
  - ① 「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第118項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減すること
  - ② リース適用指針第119項(1)に従って、適用初年度の前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」（2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。）を適用しているリース取引については、契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わないこと
  - ③ リース適用指針第119項(2)に従って、適用初年度の期首時点で存在する企業会計基準第13号を適用していない契約については、適用初年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断すること
- (2) 借手について、以下の経過措置を適用する。
  - ① リース適用指針第120項に従って、企業会計基準第13号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、適用初年度の前連結会計年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすること
  - ② 企業会計基準第13号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリース（下記③に該当するリースを除く。）について、リース適用指針第123項(1)、(3)及び(4)に従って会計処理を行い、使用権資産の算定については同項(2)②に従ってリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること
  - ③ リース適用指針第124項(2)に従って、適用初年度の期首から12か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、リース適用指針第123項(1)及び(2)を適用せずに、リース適用指針第20項における短期リースに関する簡便的な取扱いによる方法で会計処理を行うこと
  - ④ リース適用指針第124項(4)に従って、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること
- (3) 貸手について、以下の経過措置を適用する。
  - ① リース適用指針第131項に従って、企業会計基準第13号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、適用初年度の前連結会計年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを適用初年度の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とすること
  - ② リース適用指針第132項に従って、企業会計基準第13号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリースについて適用初年度の期首に締結された新たなリースとしてリース会計基準を適用すること
- (4) 貸手としてのリースはリース適用指針第71項(1)における「製造又は販売を事業とする貸手が当該事業の一環で行うリース」である。

（会計方針の変更）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用している。リース会計基準等の適用に伴い、原則として、借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとした。また、.....（会計方針の変更の具体的な内容）.....。貸手のリースのうちファイナンス・リースについては、リース開始日に貸手のリース料から利息相当額を控除した金額で売上高を計上し、利息相当額を各期の収益として計上することとし、オペレーティング・リースについては、.....（会計方針の変更の具体的な内容）.....。

- 3 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置に従って会計処理を行った場合において、遡及適用を行っていないときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。
  - 一 当該会計基準等の名称
  - 二 当該会計方針の変更の内容
  - 三 当該経過措置に従って会計処理を行った旨及び当該経過措置の概要
  - 四 当該経過措置が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性がある場合には、その旨及びその影響額（当該影響額が不明であり、又は合理的に見積ることが困難な場合には、その旨）
  - 五 財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額
  - 六 1株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額
- 4 前3項の規定にかかわらず、これらの規定により注記すべき事項に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

〔当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合〕

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年8月22日内閣府令第75号）〕

附則

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条（略）

第5条（略）

2（略）

3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第14条の2において準用する新財務諸表等規則第8条の3第3項第5号及び第6号又は新連結財務諸表規則第102条において準用する新財務諸表等規則第131条第3項第4号若しくは新連結財務諸表規則第199条において準用する新財務諸表等規則第213条第3項第5号及び第6号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均
- 二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和7年3月24日内閣府令第20号）〕

附則

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条（略）

2（略）

3 前項の場合においては、新連結財務諸表規則第14条の2において準用する新財務諸表等規則第8条の3第3項第5号及び第6号又は新連結財務諸表規則第102条において準用する新財務諸表等規則第131条第3項第4号若しくは新連結財務諸表規則第199条において準用する新財務諸表等規則第213条第3項第5号及び第6号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 新連結財務諸表規則の規定を適用して連結財務諸表又は第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表を作成する最初の連結会計年度等（次号において「適用初年度」という。）の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均
- 二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前連結会計年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第8条の3の2 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容

(1) 借手及び貸手

リース会計基準等の適用については、「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日。以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。当該経過的な取扱いの適用にあたって、リース適用指針第 119 項(1)及び(2)に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号 2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）を適用しているリース取引については契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わずにリース会計基準等を適用し、当連結会計年度の期首時点で存在する企業会計基準第 13 号を適用していない契約については当連結会計年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断している。

また、当連結会計年度においては、リース会計基準第 55 項が定めるリースに関する注記の内容を当連結会計年度の比較情報に記載せず、企業会計基準第 13 号及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号 2007 年 3 月 30 日）に定める事項を注記している。

(2) 借手

借手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

- ① 企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、リース適用指針第 120 項に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを当連結会計年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすること
- ② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリース（下記③及び④に該当するリースを除く。）について、リース適用指針第 123 項(1)、(2)②及び(3)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首時点における残りの借手のリース料を当連結会計年度の期首時点の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値によりリース負債を計上し、当連結会計年度の期首時点の使用権資産に「固定資産の減損に係る会計基準」（2002 年（平成 14 年）8 月 企業会計審議会）を適用したうえで、使用権資産の算定についてはリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること
- ③ リース適用指針第 22 項を適用して使用権資産及びリース負債を計上しないリースについて、リース適用指針第 123 項(4)に定める方法を適用し、修正しないこと
- ④ リース適用指針第 124 項(2)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首から 12 か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、使用権資産及びリース負債を計上せず借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上すること
- ⑤ リース適用指針第 124 項(4)に定める方法を適用し、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること

また、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っていない。

前連結会計年度の期末日において企業会計基準第 13 号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料を当連結会計年度の期首時点の加重平均した借手の追加借入利率（X.X%）で割り引いた金額と、当連結会計年度の期首の連結貸借対照表に計上したリース負債との差額の内訳は以下のとおりである。

○年 3 月 31 日のオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料（割引後）	XXX 百万円
.....(差額の説明を記載).....	XXX 百万円
○年 4 月 1 日のリース負債	XXX 百万円

(3) 貸手

貸手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

- ① 企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、リース適用指針第 131 項に定める方法を適用し、前連結会計年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを当連結会計年度の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とすること
- ② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準等の適用により新たに識別されたリースについて、リース適用指針第 132 項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首に締結された新たなリースとして、リース会計基準等を適用すること

この結果、当連結会計年度の売上高が XXX 百万円減少し、売上原価が XXX 百万円減少し、営業利益が XXX 百万円減少し、受取利息が XXX 百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ XXX 百万円減少している。

当連結会計年度の 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益はそれぞれ、XX 円 XX 銭、XX 円 XX 銭及び XX 円 XX 銭減少している。

作成にあたってのポイント（続き）

（当連結会計年度においてリース会計基準等を早期適用する場合）

- ⑦ リース会計基準等を早期適用する場合の適用初年度においては、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する方法（以下「原則的な取扱い」という。）と、経過措置として、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減し当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法（以下「遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法」という。）が認められています。また、実務上の負担を軽減するための経過措置が設けられています。これらの経過措置を適用する場合において、重要性があるときは、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。
- ⑧ 304頁の記載事例(2)借手②では、「リース取引に関する会計基準」（2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。）においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリースについて、リース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額で使用権資産を計上する方法の例を記載しています。遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する借手は、当該方法又はリース会計基準がリース開始日から適用されていたかのような帳簿価額により使用権資産を計上する方法のいずれかをリース1件ごとに選択することができるとされていますので、各企業で実際に選択した方法に合わせて記載することが考えられます。
- ⑨ 適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引について、売手である借手は、「リースに関する会計基準の適用指針」（以下「リース適用指針」という。）第126項に従って、資産の譲渡について「収益認識に関する会計基準」などの他の会計基準等に基づき売却に該当するかどうかの判断を見直さないこと、リースの対象となる資産の売却に伴う損益を長期前払費用又は長期前受収益等として繰延処理しリース資産の減価償却費の割合に応じ減価償却費に加減して損益に計上する企業会計基準第13号における取扱いを継続すること等の経過措置を適用することとされています。適用初年度の期首より前に締結されたセール・アンド・リースバック取引に重要性がある場合には、当該経過措置に係る記載を行うことになると考えられます。なお、当該経過措置については、原則的な取扱い又は遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法のいずれを選択した場合でも記載を行うことになると考えられます。
- ⑩ 借手については、遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する場合、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第10項(5)の注記に代えて、次の事項を注記することとされています。
- (ア)適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均
  - (イ)次の(a)と(b)との差額の説明
    - (a)適用初年度の前連結会計年度の期末日において企業会計基準第13号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料（(ア)の追加借入利率で割引後）
    - (b)適用初年度の期首の連結貸借対照表に計上したリース負債
- 一方、貸手については、上記の借手の経過措置と同様の定めはないため、遡及処理における累積的影響額を適用初年度の期首残高に反映する方法を選択する場合であっても、原則どおり、重要な会計方針の変更による影響額を記載することとなります。
- ⑪ リース適用指針第97項(1)から(3)の会計処理を選択した借手は、当該会計方針に重要性がある場合、会計方針の変更において注記をすることが考えられます。

（当連結会計年度において「金融商品会計に関する実務指針」（2025年3月11日）を早期適用する場合）

- ⑫ 「金融商品会計に関する実務指針」を早期適用する場合、会計方針の変更において注記をすることになると考えられます。

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用し、リース適用指針第118項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合であって、連結貸借対照表においてリース負債を他の科目に含めて表示している場合）

※○ △△△（リース負債が含まれる科目を記載）のうち、リース負債（流動負債）の金額は以下のとおりである。

---

当連結会計年度  
（○年3月31日）

---

XXX 百万円

※○ △△△（リース負債が含まれる科目を記載）のうち、リース負債（固定負債）の金額は以下のとおりである。

---

当連結会計年度  
（○年3月31日）

---

XXX 百万円

作成にあたってのポイント

(当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合)

借手

- ① リース負債については、連結貸借対照表において区分して表示する又はリース負債が含まれる科目及び金額を注記することとされています。
- ② 「リースに関する会計基準の適用指針」第118項ただし書きを適用する借手は、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行わないとされています。

貸手

- ③ 通常取引に基づいて発生したリース債権及びリース投資資産(破産更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものを除く。)のそれぞれについては、連結貸借対照表において区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することとされています(連結財規第23条第1項及び第6項)。ただし、リース債権の期末残高が、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に占める割合に重要性が乏しい場合、リース債権及びリース投資資産を合算して表示又は注記することができるとされています(連結財規第23条第7項及び第8項)。
- ④ 貸手については、上記②の借手の経過措置と同様の定めはないため、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うこととなります。

記載事例<借手側> (当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用し、「リースに関する会計基準の適用指針」第118項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合であって、連結損益計算書においてリース負債に係る利息費用を支払利息に含めて表示している場合)

※○ 支払利息のうち、リース負債に係る利息費用の金額は以下のとおりである。

当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
------------------------------------

XXX 百万円

記載事例<貸手側> (当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用し、連結損益計算書においてファイナンス・リースに係る販売損益を他の損益に含めて表示している場合)

※○ △△△(ファイナンス・リースに係る販売損益が含まれる科目を記載)のうち、ファイナンス・リースに係る販売損益の金額は以下のとおりである。

前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
------------------------------------	------------------------------------

XXX 百万円

XXX 百万円

記載事例<貸手側> (当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用し、連結損益計算書においてファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額を受取利息に含めて表示している場合)

※○ 受取利息のうち、ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額  
の金額は以下のとおりである。

前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
------------------------------------	------------------------------------

XXX 百万円

XXX 百万円

記載事例<貸手側> (当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用し、連結損益計算書においてオペレーティング・リースに係る収益を他の科目に含めて表示している場合)

※○ △△△(オペレーティング・リースに係る収益が含まれる科目を記載)のうち、オペレーティング・リースに係る収益は以下のとおりである。

前連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)	当連結会計年度 (自 ○年4月1日 至 ○年3月31日)
------------------------------------	------------------------------------

XXX 百万円

XXX 百万円

[有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合で、剰余金の配当に関する事項が当該定時株主総会の決議事項となっている場合]

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(例1：文章による方法)

次の剰余金の配当に関する事項は、○年6月XX日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	XX百万円
(ロ)	配当の原資	利益剰余金
(ハ)	1株当たり配当額	XX円
(ニ)	基準日	○年3月31日
(ホ)	効力発生日	○年6月XX日

・A種株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	XX百万円
(ロ)	配当の原資	利益剰余金
(ハ)	1株当たり配当額	XX円
(ニ)	基準日	○年3月31日
(ホ)	効力発生日	○年6月XX日

(例2：表による方法)

次の剰余金の配当に関する事項は、○年6月XX日開催予定の定時株主総会の決議事項となっている。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
○年6月XX日 定時株主総会	普通株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	○年3月31日	○年6月XX日
○年6月XX日 定時株主総会	A種株式	XX百万円	利益剰余金	XX円	○年3月31日	○年6月XX日

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用し、リース適用指針第118項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用した場合）

○ 重要な非資金取引の内容

当連結会計年度  
(自 ○年4月1日  
至 ○年3月31日)

使用权資産の取得 XXX 百万円

(リース関係)

記載事例<借手側> (当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合であって、「リースに関する会計基準の適用指針」第137項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち、前連結会計年度に係るものについては記載せず、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(2007年3月30日)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(2007年3月30日)に定める事項を注記する場合)

前連結会計年度(自〇年4月1日 至 〇年3月31日)

(記載事例の省略)

当連結会計年度(自〇年4月1日 至 〇年3月31日)

借手のリース

1. 会計方針に関する情報

当社及び連結子会社は、リースを構成する部分とリースを構成しない部分の両方を含む契約について、原則としてリースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行っているが、原資産が機械装置及び運搬具のリースについてはリースを構成する部分とリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理を行っている。

また、当社及び連結子会社は、借地権の設定に係る権利金等を使用権資産の取得価額に含めており、このうち定期借地権の設定に係る権利金等については借手のリース期間を耐用年数とし減価償却を行っているが、旧借地権の設定に係る権利金等及び普通借地権の設定に係る権利金等については「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日。以下「リース適用指針」という。)適用前に償却していなかったため、リース適用指針適用後も減価償却を行っていない。

2. リース特有の取引に関する情報

当社及び連結子会社は、主としてオフィス用の×××ビル(建物及び構築物)、車両及び×××事業における生産設備(機械装置及び運搬具)並びに×××事業における店舗用の土地を借手としてリースしている。

オフィス用の×××ビルのリースには解約オプションが付されており、×××の車両のリース及び×××事業における店舗用の土地のリースには延長オプションが付されている。これらの延長オプション及び解約オプションは、延長オプションを行使することが合理的に確実である場合及び解約オプションを行使しないことが合理的に確実である場合に限り、その対象期間を借手のリース期間に含めている。延長オプションを行使すること又は解約オプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを判定するにあたっては、.....(経済的インセンティブを生じさせる要因).....を考慮している。

×××の生産設備のリースには設備の使用時間に連動して支払額が変動するリースが含まれている。当該変動リース料はリース負債の測定に反映されておらず、発生時に損益に計上している。

×××事業における店舗用の土地のリースには、契約締結時に借地権を設定しているものが含まれている。

(1) 使用権資産の科目ごとの帳簿価額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (〇年3月31日)
建物及び構築物	X,XXX
機械装置及び運搬具	X,XXX
土地	X,XXX
合計	X,XXX

(2) 償却していない旧借地権の設定に係る権利金等及び普通借地権の設定に係る権利金等が含まれる科目及び当該権利金等の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (〇年3月31日)
有形固定資産「使用権資産」	XXX
投資その他の資産「使用権資産」	XXX
合計	XXX

[当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合]

〔連結財規〕

(リースに関する注記)

第15条の3 財務諸表等規則第8条の6(第3項及び第4項を除く。)の規定は、リースについて準用する。この場合において、同条第1項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同項第1号ロ(1)及び(4)並びにハ(3)並びに第2号イ(1)、第5項並びに第6項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と、同条第1項第1号ロ(2)から(4)まで、第2号イ(2)及び第3号イ中「損益計算書」とあるのは「連結損益計算書」と、同項第1号ハ、第2号ロ及び第3号ロ中「事業年度」とあるのは「連結会計年度」と、同項第2号ロ(3)及び(4)並びに第3号ロ中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と読み替えるものとする。

〔連結財規ガイドライン〕

15の3 財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6-1-2までの取扱いは、規則第15条の3に規定するリースに関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

〔財規〕

(リースに関する注記)

第8条の6 リースについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 財務諸表提出会社が借手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項、第8条の30第1項及び第2項並びに第16条の2第1項において同じ。)である場合 次のイからハまでに掲げる情報の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 会計方針に関する情報 次に掲げる会計処理を行った場合には、その旨及び当該会計処理の内容

- (1) リースを構成する部分とリースを構成しない部分とを区分せずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理
- (2) 指数又はレートに応じて決まる借手の変動リース料に関する例外的な会計処理
- (3) 借地権の設定に係る権利金等に関する会計処理

ロ リース特有の取引に関する情報 次に掲げる事項

- (1) 次に掲げる事項(貸借対照表において区分して表示していないものに限る。)
  - (i) 使用権資産(借手が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。)の帳簿価額について、対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表の科目ごとの金額
  - (ii) イ(2)に掲げる会計処理を行った場合には、当該会計処理を行ったリースに係るリース負債が含まれる科目及び当該リース負債の金額
  - (iii) イ(3)に掲げる会計処理を行った場合であって、かつ、権利金等の減価償却を行わなかったときは、償却していない旧借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)附則第2条の規定による廃止前の借地法(大正10年法律第49号)の規定により設定された借地権をいう。(iii)において同じ。)の設定に係る権利金等又は普通借地権(定期借地権(借地借家法第2条第1号に規定する借地権で同法第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第24条第1項の規定の適用を受けるものをいう。)以外の借地権(旧借地権を除く。)をいう。)の設定に係る権利金等が含まれる科目及び当該権利金等の金額
- (2) 次の(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ、当該(i)又は(ii)に定める事項(損益計算書において区分して表示していないものに限る。)
  - (i) 短期リース(リース開始日において、借手のリース期間が12月以内であり、購入オプションを含まないリースをいう。)について、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上せず、借手のリース料を借手のリース期間にわたって費用として計上する場合 当該短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額(借手のリース期間が1月以内のリースに係る費用及び少額リースに係る費用の発生額を除く。)
  - (ii) 借手の変動リース料をリース負債に含めない場合 当該変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額
- (3) セール・アンド・リースバック取引(売手である借手が資産を買手である貸手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に提供する者をいう。以下この項及び第98条の3において

(3) 短期リースに係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
△△△ (短期リースに係る費用が含まれる科目を記載)	XXX

(4) 借手の変動リース料に係る費用の発生額が含まれる科目及びその発生額 (リース負債に含めているものを除く。)

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
△△△ (借手の変動リース料に係る費用が含まれる科目を記載)	XXX

[セール・アンド・リースバック取引を行っている場合]

(5) セール・アンド・リースバック取引

① セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益が含まれる科目及び当該売却損益の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
△△△ (セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益が含まれる科目を記載)	XXX

② 金融取引として会計処理を行ったセール・アンド・リースバック取引

当社は、×××について×××の理由によりセール・アンド・リースバック取引を行っている。当該取引の一般性については、.....(取引の一般性を記載).....である。当該取引については、金融取引として会計処理を行っており、当該資産が含まれる科目及び当該資産の金額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (○年 3月 31日)
機械装置及び運搬具	XXX

③ 金融取引としての会計処理以外の会計処理を行ったセール・アンド・リースバック取引の主要な条件

当社は、×××について×××の理由によりセール・アンド・リースバック取引を行っている。当該取引の主要な条件は.....(セール・アンド・リースバック取引の主要な条件を記載).....であり、当該取引については、資産の譲渡に係る損益を計上している。

同じ。)に譲渡し、売手である借手が買手である貸手から当該資産をリースする取引をいう。(3)において同じ。)については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項

- (i) セール・アンド・リースバック取引から生じた売却損益を損益計算書において区分して表示していない場合 当該売却損益が含まれる科目及び当該売却損益の金額
  - (ii) 資産の譲渡とリースバックを一の取引とみて、金融取引として会計処理を行った場合 当該会計処理を行った資産がある旨並びに当該資産の科目及びその金額
  - (iii) (ii)の会計処理以外の会計処理を行った場合 当該セール・アンド・リースバック取引の主要な条件
- (4) サブリース取引(原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手との間のリースが依然として有効である取引をいう。(4)において同じ。)については、次の(i)から(iii)までに掲げる場合の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める事項
- (i) 使用権資産のサブリースによる収益を損益計算書において区分して表示していない場合 当該収益が含まれる科目及び当該収益の金額
  - (ii) ヘッドリース(サブリース取引における当初の貸手と借手との間のリースをいう。(4)において同じ。)における借手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引について計上した損益を、損益計算書において区分して表示していない場合 当該損益が含まれる科目及び当該損益の金額
  - (iii) 転リース取引(サブリース取引のうち、ヘッドリースの原資産の所有者から当該原資産のリースを受け、さらに同一資産を概ね同一の条件で第三者にリースする取引をいう。)に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債を利息相当額を控除する前の金額で計上する場合であって、かつ、当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債を貸借対照表において区分して表示していない場合 当該リース債権又はリース投資資産及びリース負債が含まれる科目並びにそれぞれの金額

ハ 当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報 次に掲げる事項

- (1) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額(少額リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を除く。)
- (2) 使用権資産の増加額
- (3) 使用権資産に対応する原資産を自ら所有していたと仮定した場合の貸借対照表に表示する科目ごとの使用権資産に係る減価償却の金額

二、三 (略)

2 前項各号に掲げる事項は、この編の規定により注記すべき事項において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

3、4 (略)

5 第1項第1号ロ(1)(i)に掲げる事項は、貸借対照表の科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産の帳簿価額の金額を注記することを妨げない。

6 第1項第1号ハ(3)に掲げる事項は、貸借対照表に表示するであろう科目との関係が明らかである場合には、より詳細な区分により使用権資産に係る減価償却の金額の注記を行うことを妨げない。

7、8 (略)

#### 〔財規ガイドライン〕

8の6 規則第8条の6に規定する注記は、「リースに関する会計基準」が適用される場合の注記とし、次の点に留意する。

1 リースに関する注記は、財務諸表提出会社が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが財務諸表提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表の利用者が評価するための基礎を与える情報を開示することを目的としたうえで、財務諸表提出会社において、当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。

2 1の開示目的を達成するために必要な情報は、リースの種類等により異なるものであるため、注記する情報は、規則第8条の6に掲げる注記事項に限らず、同条に掲げる注記事項以外であっても、1の開示目的を達成するために必要な情報は、リース特有の取引に関する情報として注記するものとする。なお、財務諸表提出会社が注記する情報は、例えば次に掲げるものをいう。

- (1) 財務諸表提出会社が借手である場合には、次に掲げる事項

[サブリース取引を行っている場合]

(6) 使用権資産のサブリースによる収益が含まれる科目及び当該収益の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
△△△ (サブリースによる収益が含まれる科目を記載)	XXX

(7) 中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合のサブリース取引の損益が含まれる科目及び当該損益の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
△△△ (サブリースによる損益が含まれる科目を記載)	XXX

(8) 転リース取引に係るリース債権又はリース投資資産及びリース負債の利息相当額控除前の金額が含まれる科目並びにそれぞれの金額

① リース債権及びリース投資資産

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (○年 3月 31日)
流動資産	リース債権	XXX
	リース投資資産	XXX
投資その他の資産	リース債権及びリース投資資産	XXX

② リース負債

(単位：百万円)

		当連結会計年度 (○年 3月 31日)
流動負債	リース負債	XXX
固定負債	リース負債	XXX

3. 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

(1) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額 (少額リースに係るものを除く。)

当連結会計年度 X, XXX 百万円

(2) 使用権資産の増加額

当連結会計年度 XXX 百万円

(3) 使用権資産の科目ごとの減価償却の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 ○年 4月 1日 至 ○年 3月 31日)
建物及び構築物	XXX
機械装置及び運搬具	XXX
土地	XXX
合計	XXX

記載事例<貸手側> (当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合であって、「リースに関する会計基準の適用指針」第137項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち、前連結会計年度に係るものについては記載せず、「リース取引に関する会計基準」(2007年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(2007年3月30日)に定める事項を注記する場合)

前連結会計年度(自〇年4月1日 至 〇年3月31日)  
(記載事例の省略)

当連結会計年度(自〇年4月1日 至 〇年3月31日)

貸手のリース

当社及び連結子会社は、〇〇事業において.....(貸手のリース活動の性質を記載).....を行っており、当該〇〇の機械装置に係る貸手としてのリースのうち、解約不能のリース及びフルペイアウトのリースの両方の条件を満たす場合にファイナンス・リースに分類し、ファイナンス・リースに該当しないリースをオペレーティング・リースに分類している。当該〇〇の機械装置の貸手としてのリースの一部には、使用量が所定の値を超えた場合に追加のリース料が生じる契約及びリース終了時における残価保証が付されている契約が含まれている。

また、当社は、△△事業において.....(貸手のリース活動の性質を記載).....を行っており、当該△△の倉庫に係る貸手としてのリースをオペレーティング・リースに分類している。

1. ファイナンス・リース

(1) リース特有の取引に関する情報

当社及び連結子会社は、〇〇の機械装置のリースを事業の一環で行っており、リース開始日に、貸手のリース料からこれに含まれている利息相当額を控除した金額で売上高を計上している。また、利息相当額については貸手のリース期間にわたり利息法で計上している。

① リース債権の内訳

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (〇年3月31日)
リース料債権部分	X,XXX
受取利息相当額	△ XXX
リース債権	X,XXX

② リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (〇年3月31日)
リース料債権部分	X,XXX
見積残存価額部分	XXX
受取利息相当額	△ XXX
リース投資資産	X,XXX

③ リース債権及びリース投資資産に含めていない将来の業績等により変動する使用料に係る収益が含まれる科目及び当該収益の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自〇年4月1日 至 〇年3月31日)
△△△ (将来の業績等により変動する使用料に係る収益が含まれる科目を記載)	XXX

(2) 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

① リース債権及びリース投資資産の残高の重要な変動

当連結会計年度において、リース債権が XXX 百万円増加した主な理由は、.....(主な増加要因).....による増加及び.....(主な減少要因).....による減少であり、これによりそれぞれ、XXX 百万円増加し、XXX 百万円減少した。また、当連結会計年度において、リース投資資産が XXX 百万円減少した主な理由は、.....(主な増加要因).....による増加及び.....(主な減少要因).....による減少であり、これによりそれぞれ、XXX 百万円増加し、XXX 百万円減少した。

② リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (○年 3 月 31 日)					
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
リース債権	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
リース投資資産	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

2. オペレーティング・リース

(1) リース特有の取引に関する情報

貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益が含まれる科目及び当該収益の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 ○年 4 月 1 日 至 ○年 3 月 31 日)
△△△ (貸手のリース料に含まれない将来の業績等により変動する使用料に係る収益が含まれる科目を記載)	XXX

(2) 当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報

貸手のリース料の連結決算日後の受取予定額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (○年 3 月 31 日)					
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貸手のリース料	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

## 作成にあたってのポイント

(当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。)等を早期適用する場合)

### 貸手

- ① リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(2007年3月30日。以下「企業会計基準第13号」という。)の適用初年度開始前のリース取引で、企業会計基準第13号に基づき所有権移転外ファイナンス・リース取引と判定されたものについて、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(2007年3月30日。以下「企業会計基準適用指針第16号」という。)の定めにより、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている場合、会計基準適用後も、当該会計処理を継続することができるとされています。この場合、リース取引開始日が企業会計基準第13号の適用初年度開始前のリース取引について、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している旨及び「リース取引に係る会計基準」(1993年6月 企業会計審議会第一部会)で必要とされていた事項(378頁の記載事例を参照)を注記することとされています。
- ② 「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「リース適用指針」という。)では、「借手又は貸手が注記において、財務諸表本表で提供される情報と併せて、リースが借手又は貸手の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するための基礎を与える情報を開示する」という開示目的を達成するために必要な情報は、リース会計基準等に掲げる注記事項以外であっても、「リース特有の取引に関する情報」として注記することとされています。また、当該追加的な情報として貸手が注記する情報について、次の情報を例示しています。
  - ・ 貸手のリース活動の性質
  - ・ 貸手による原資産に関連したリスクの管理戦略や当該リスクを低減している手段(例えば、買戻契約、残価保証、所定の限度を超える使用に対して変動するリース料)開示目的を達成するために必要な情報は、リースの種類等により異なるものであるため、各企業で必要となる情報を記載する必要がありますのでご注意ください。
- ③ 「当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報」の「リース債権及びリース投資資産の残高の重要な変動」について、リース債権の期末残高の、当該期末残高及びリース投資資産の期末残高の合計額に対する割合に重要性が乏しい場合には、次の(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に掲げる事項をそれぞれ合算して注記することができることとされています。
  - (ア)リース債権の残高に重要な変動がある場合には、その内容
  - (イ)リース投資資産の残高に重要な変動がある場合には、その内容
  - (ウ)リース債権に係るリース料債権部分の金額(利息相当額を控除する前の金額に限る。)について、貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後5年超の回収予定額
  - (エ)リース投資資産に係るリース料債権部分の金額(利息相当額を控除する前の金額に限る。)について、貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額及び貸借対照表日後5年超の回収予定額
- ④ 「当期及び翌期以降のリースの金額を理解するための情報」の「リース債権及びリース投資資産の残高の重要な変動」には、例えば次に掲げるものを記載することとなっています。ただし、必ずしも定量的情報を含める必要はないとされています。
  - ・ 企業結合による変動
  - ・ リース投資資産における見積残存価額の変動
  - ・ リース投資資産における貸手のリース期間の終了による見積残存価額の減少(見積残存価額の貯蔵品又は固定資産等への振替)
  - ・ 残価保証額の変動
  - ・ 中途解約による減少
  - ・ 新規契約による増加
- ⑤ リース適用指針第118項ただし書きの方法を選択する借手及び貸手は、リース会計基準の適用初年度においては、リース会計基準第55項に記載したリースに関する注記の内容を適用初年度の比較情報に記載せず、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号に定める事項を注記することとされています。

#### 作成にあたってのポイント

- ① 契約資産を他の項目に属する金融資産と一括して連結貸借対照表に表示している場合には、当該連結貸借対照表の科目については、金融商品の時価等に関する事項を記載するものとされています。この場合には、当該連結貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載することができるとされています。
- ② 有価証券のうち満期のあるものについては、その他有価証券及び満期保有目的の債券の別に、それぞれ有価証券の種類（債券である場合は債券の種類）ごとに注記することとされています。
- ③ 金銭債権及び有価証券のうち満期のあるものについて、償還予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記するにあたっては、原則として元本により記載することとなります。
- ④ 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下「組合等」という。）への出資については、連結財規第15条の5の2第1項第2号に掲げる事項（金融商品の時価等に関する事項）の記載を要しないとされています。ただし、この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならないとされています。
- ⑤ 投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、連結財規第15条の5の2第1項第2号に掲げる事項（金融商品の時価等に関する事項）の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の連結貸借対照表計上額の合計額に重要性が乏しい場合を除く。）とされています。

（当連結会計年度において「金融商品会計に関する実務指針」（2025年3月11日）を早期適用する場合）

- ⑥ 組合等の構成資産に含まれる全ての市場価格のない株式（出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。）について時価をもって評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とする取扱いを行っている場合には、その旨、当該取扱いを行う組合等の選択に関する方針及び当該取扱いを行っている組合等への出資の連結貸借対照表計上額の合計額を④に併せて注記することとされています。

当連結会計年度（〇年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針  
（略）

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されているが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしている。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っている。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されているが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にある。借入金、社債及びリース負債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長でX年後である。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されているが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしている。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載している。

(3)～(5)（略）

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形	XXX	XXX	XXX
(2) 売掛金	XXX	XXX	XXX
(3) 有価証券及び投資有価証券(*1)	XXX	XXX	XXX
(4) 長期貸付金	XXX		
貸倒引当金(*2)	△ XXX		
	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX
(1) 支払手形及び買掛金	XXX	XXX	XXX
(2) 短期借入金	XXX	XXX	XXX
(3) 社債	XXX	XXX	XXX
(4) 長期借入金	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(*3)	(XXX)	(XXX)	XXX

(*1)～(*3)（略）

[当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合]

〔連結財規〕

(金融商品に関する注記)

第15条の5の2 金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 金融商品の状況に関する次に掲げる事項

- イ (略)
- ロ 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
- ハ (略)

二 金融商品(リース負債を除く。)の時価に関する次に掲げる事項

- イ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額
- ロ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価
- ハ 連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの連結貸借対照表計上額と連結決算日における連結貸借対照表の科目ごとの時価との差額
- ニ ロ及びハに掲げる事項に関する説明

三 (略)

2~8 (略)

9 社債、長期借入金、リース負債及びその他の負債であって、金利の負担を伴うものについては、返済予定額の合計額を一定の期間に区分した金額を注記しなければならない。ただし、当該金額が第92条第1項に規定する社債明細表又は借入金等明細表に記載されている場合には、その旨の注記をもって代えることができる。

(注1) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
(略)

(注2) 社債、長期借入金、リース負債及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	X,XXX	—	—	—	—	—
社債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
長期借入金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
リース負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
合計	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(略)

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	XXX	—	XXX
売掛金	—	XXX	—	XXX
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	XXX	XXX	—	XXX
社債	—	XXX	—	XXX
その他	—	XXX	—	XXX
長期貸付金	—	XXX	—	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	—	XXX	—	XXX
金利関連	—	XXX	—	XXX
資産計	XXX	XXX	—	XXX
支払手形及び買掛金	—	XXX	—	XXX
短期借入金	—	XXX	—	XXX
社債	—	XXX	—	XXX
長期借入金	—	XXX	—	XXX
デリバティブ取引				
通貨関連	—	XXX	—	XXX
金利関連	—	XXX	—	XXX
負債計	—	XXX	—	XXX

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。一方で、当社が保有している地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

#### デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

[当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合]

〔連結財規〕

(金融商品に関する注記)

第15条の5の2 金融商品については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一 (略)

二 金融商品(リース負債を除く。)の時価に関する次に掲げる事項

イ～ニ (略)

三 金融商品(前号の規定により注記した金融商品に限る。以下この号において同じ。)の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、その内訳に関する次に掲げる事項

イ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ロ 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品(リース債権及びリース投資資産を除く。ロにおいて同じ。)の場合には、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの次の(1)から(3)までに掲げる事項

(1) 連結決算日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額

(2) 連結決算日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額

(3) 連結決算日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額

ハ、ニ (略)

2～9 (略)

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合）

当連結会計年度（〇年3月31日）

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有している。〇年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益はXXX百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上している。）、減損損失はXXX百万円（特別損益に計上している。）である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりである。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価
所有資産		
（1）建物及び構築物	XXX	XXX
（2）土地	XXX	XXX
計	XXX	XXX
使用権資産		
（1）建物及び構築物	XXX	—
（2）土地	XXX	—
計	XXX	—
合計	XXX	—

（注1） 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

（注2） 当連結会計年度の主な増加額は所有資産である土地の取得（XXX百万円）であり、主な減少額は使用権資産に係る減損損失（XXX百万円）である。

（注3） 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）である。

[当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合]

〔連結財規〕

(賃貸等不動産に関する注記)

第15条の24 賃貸等不動産(棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有又は使用権資産(借手(リースにおいて原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に獲得する者をいう。以下この項及び次項並びに第67条の2第1項第1号において同じ。))が原資産をリース期間にわたり使用する権利を表す資産をいう。以下同じ。))の形でリースの借手が保有する不動産をいう。以下この条及び第225条において同じ。))がある場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

- 一 賃貸等不動産の概要
  - 二 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動
  - 三 賃貸等不動産の連結決算日における時価及び当該時価の算定方法
  - 四 賃貸等不動産に関する損益
- 2 前項の規定にかかわらず、使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、同項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を注記しなければならない。この場合において、同項第2号の規定による注記は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して記載しなければならない。
- 3 第1項第2号の賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額について、連結貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記しなければならない。

作成にあたってのポイント

(当連結会計年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合)

- ① 使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結決算日における時価及びその算定方法については注記の対象外とされています。
- ② 使用権資産の形でリースの借手が保有する賃貸等不動産については、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動額は、所有する賃貸等不動産の注記とは区別して注記することとされています。
- ③ 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額について、連結貸借対照表における科目との関係が明らかでない場合には、その関係を注記することとされています。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等  
(略)

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
(略)

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
(略)

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前連結会計年度（自〇年4月1日 至〇年3月31日）

（記載事例の省略）

当連結会計年度（自〇年4月1日 至〇年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	〇〇〇	—	—	当社 代表 取締役	(被所有) 直接 X. X	土地の購入	土地の 購入	X, XXX	—	—
親会社 の役員	〇〇〇	—	—	㈱A社 取締役	なし	土地の貸借	使用権資産 の取得 リース負債 の返済 利息の支払	X, XXX X, XXX X, XXX	リース 負債	XXX

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 土地の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定している。

(2) 土地のリース料については、近隣の取引事例を参考に決定している。なお、使用権資産は、「土地」に含めて表示している。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引  
(略)

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記  
(略)

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合）

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	—
1年以内に返済予定の長期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	—
1年以内に返済予定のリース負債	XX,XXX	XX,XXX	X.X	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
リース負債（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定)	XX,XXX	XX,XXX	X.X	—
○○○（1年超返済予定）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
合計	XX,XXX	XX,XXX	—	—

(注)1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載している。

2. 長期借入金、リース負債及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりである。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
リース負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
その他有利子負債	X,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX

記載事例（当連結会計年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合であって、連結財務諸表提出会社及び連結子会社間の内部取引を一括して控除している場合）

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	—
1年以内に返済予定の長期借入金	XX,XXX	XX,XXX	X.X	—
1年以内に返済予定のリース負債	XX,XXX	XX,XXX	X.X	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
リース負債（1年以内に返済予定のものを除く。）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー(1年以内返済予定)	XX,XXX	XX,XXX	X.X	—
○○○（1年超返済予定）	XX,XXX	XX,XXX	X.X	○年○月○日～ ○年○月○日
小計	XX,XXX	XX,XXX	—	—
内部取引の消去	△ XX,XXX	△ XX,XXX	—	—
合計	XX,XXX	XX,XXX	—	—

〔当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日）等を早期適用する場合〕

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年8月22日内閣府令第75号）〕

附則

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条（略）

第3条（略）

2（略）

3 前項の場合においては、新財務諸表等規則第8条の3第3項第5号及び第6号又は第131条第3項第4号若しくは第213条第3項第5号及び第6号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

4 前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

〔財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和7年3月24日内閣府令第20号）〕

附則

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第2条（略）

2（略）

3 前項の場合においては、新財務諸表等規則第8条の3第3項第5号及び第6号又は第131条第3項第4号若しくは第213条第3項第5号及び第6号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新財務諸表等規則の規定を適用して財務諸表又は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表を作成する最初の事業年度等（以下この条において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度等の末日において開示したオペレーティング・リースの未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

4 前項の規定にかかわらず、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。

（会計基準等の改正等以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記）

第8条の3の2 会計基準等の改正等以外の正当な理由により会計方針の変更を行った場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第3号から第5号までに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該会計方針の変更を行った正当な理由

三 財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

四 前事業年度に係る1株当たり情報に対する影響額

五 前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

### (1) 借手及び貸手

リース会計基準等の適用については、「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日。以下「リース適用指針」という。）第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。当該経過的な取扱いの適用にあたって、リース適用指針第 119 項(1)及び(2)に定める方法を適用し、前事業年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号 2007 年 3 月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。）を適用しているリース取引については契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わずにリース会計基準等を適用し、当事業年度の期首時点で存在する企業会計基準第 13 号を適用していない契約については当事業年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断している。

### (2) 借手

借手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

- ① 企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、リース適用指針第 120 項に定める方法を適用し、前事業年度の期末日におけるリース資産及びリース債務の帳簿価額のそれぞれを当事業年度の期首における使用権資産及びリース負債の帳簿価額とすること
- ② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリース（下記③及び④に該当するリースを除く。）について、リース適用指針第 123 項(1)、(2)②及び(3)に定める方法を適用し、当事業年度の期首時点における残りの借手のリース料を当事業年度の期首時点の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値によりリース負債を計上し、当事業年度の期首時点の使用権資産に「固定資産の減損に係る会計基準」（2002 年（平成 14 年）8 月 企業会計審議会）を適用したうえで、使用権資産の算定についてはリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること
- ③ リース適用指針第 22 項を適用して使用権資産及びリース負債を計上しないリースについて、リース適用指針第 123 項(4)に定める方法を適用し、修正しないこと
- ④ リース適用指針第 124 項(2)に定める方法を適用し、当事業年度の期首から 12 か月以内に借手のリース期間が終了するリースについて、使用権資産及びリース負債を計上せず借手のリース料を借手のリース期間にわたって原則として定額法により費用として計上すること
- ⑤ リース適用指針第 124 項(4)に定める方法を適用し、契約にリースを延長又は解約するオプションが含まれている場合に、借手のリース期間や借手のリース料を決定するにあたってリース開始日より後に入手した情報を使用すること

また、リース適用指針第 136 項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っていない。

当事業年度の期首の貸借対照表に計上したリース負債の金額は XXX 百万円である。

### (3) 貸手

貸手のリースについては、(1)に加えて、以下の経過的な取扱いを適用している。

- ① 企業会計基準第 13 号においてファイナンス・リース取引に分類していたリースについて、リース適用指針第 131 項に定める方法を適用し、前事業年度の期末日におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額のそれぞれを当事業年度の期首におけるリース債権及びリース投資資産の帳簿価額とすること
- ② 企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準等の適用により新たに識別されたリースについて、リース適用指針第 132 項に定める方法を適用し、当事業年度の期首に締結された新たなリースとして、リース会計基準等を適用すること

この結果、当事業年度の売上高が XXX 百万円減少し、売上原価が XXX 百万円減少し、営業利益が XXX 百万円減少し、受取利息及び受取配当金が XXX 百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ XXX 百万円減少している。

当事業年度の 1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益はそれぞれ、X 円 XX 銭、X 円 XX 銭及び X 円 XX 銭減少している。

(リース関係)

記載事例(当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用し、会計方針に関する情報について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合)

会計方針に関する情報は、連結財務諸表「注記事項(リース関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

額に対する割合に重要性が乏しい場合には、同号ロ(1)及び(2)又は(3)及び(4)に掲げる事項をそれぞれ合算して注記することができる。

#### 作成にあたってのポイント

(当事業年度において「リースに関する会計基準」(2024年9月13日)等を早期適用する場合)

連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、借手及び貸手とも、リースに関する注記として掲げられている項目のうち、「リース特有の取引に関する情報」及び「当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報」については、注記をしないことができるとされています。また、借手は、リースに関する注記として掲げられている項目のうち、「会計方針に関する情報」については、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができるとされています。

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合であって、リース会計基準第49項(2)に従い、使用権資産について対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示し、減損損失累計額を直接控除形式で表示している場合）

【有形固定資産等明細表】

（単位：百万円）

区 分	資産の種 類	当期首残高	当 期増加額	当 期減少額	当 期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	XX, XXX	XX, XXX	X, XXX (X, XXX) [X, XXX]	X, XXX	XX, XXX	X, XXX
	構築物	X, XXX	X, XXX	X, XXX (XX) [XX]	XXX	X, XXX	X, XXX
	機械及び装置	XX, XXX	XX, XXX	X, XXX (XXX) [XXX]	X, XXX	XX, XXX	XX, XXX
	車両運搬具	XXX	XX	XX	XX	XXX	XX
	工具、器具及び備品	X, XXX	X, XXX	XXX	X, XXX	XX, XXX	X, XXX
	土地	X, XXX	XXX	XXX	—	X, XXX	—
	使用権資産	X, XXX	XXX	XXX	XXX	X, XXX	X, XXX
	建設仮勘定	XX, XXX	XX, XXX	XX, XXX	—	X, XXX	—
	計	XXX, XXX	XX, XXX	XX, XXX (X, XXX) [X, XXX]	X, XXX	XXX, XXX	XX, XXX
無形固定資産	ソフトウェア	XXX	XX	XX	XX	XXX	—
	使用権資産	XXX	XX	XX	XX	XXX	—
	のれん	XXX	XX	XX	XX	XXX	—
	計	XXX	XX	XX	XX	XXX	—

(注)1. 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額である。

2. 「土地」の「当期増加額」は〇〇工場建設に係る用地取得によるものである。

3. 「当期減少額」欄の[ ]内は内書きで、土地収用法の適用を受けて取得価額から控除している圧縮記帳額である。

記載事例（当事業年度において「リースに関する会計基準」（2024年9月13日。以下「リース会計基準」という。）等を早期適用する場合であって、リース会計基準第49項(2)に従い、使用権資産について対応する原資産の表示区分（有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産等）において使用権資産として区分する方法により表示し、減損損失累計額を直接控除形式で表示している場合）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (X,XXX) [X,XXX]	XX,XXX	X,XXX	X,XXX	XX,XXX
構築物	X,XXX	X,XXX	X,XXX (XX) [XX]	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
機械及び装置	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX (XXX) [XXX]	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX
車両運搬具	XXX	XX	XX	XXX	XX	XX	XX
工具、器具及び備品	X,XXX	X,XXX	XXX	XX,XXX	X,XXX	X,XXX	X,XXX
土地	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	-	-	X,XXX
使用権資産	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
建設仮勘定	XX,XXX	XX,XXX	XX,XXX	X,XXX	-	-	X,XXX
有形固定資産計	XXX,XXX	XX,XXX	XX,XXX (X,XXX) [X,XXX]	XXX,XXX	XX,XXX	X,XXX	XX,XXX
無形固定資産							
のれん	-	-	-	XXX	XXX	XX	XXX
特許権	-	-	-	XX	XX	X	X
商標権	-	-	-	XXX	XXX	XX	XXX
ソフトウェア	-	-	-	XXX	XX	XX	XXX
使用権資産	-	-	-	XXX	XX	XX	XXX
無形固定資産計	-	-	-	XXX	XXX	XXX	XXX
長期前払費用	XXX	-	-	XXX	XXX	XX	XXX
使用権資産（投資その他の資産）	X,XXX	XXX	XXX	X,XXX	X,XXX	XXX	X,XXX
繰延資産							
社債発行費	XXX	-	XXX	-	-	XXX	-
繰延資産計	XXX	-	XXX	-	-	XXX	-

(注)1. 「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額である。

2. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりである。

資産の種類	増減区分	事業所(部)	金額 (百万円)	事業所(部)	金額 (百万円)	事業所(部)	金額 (百万円)
機械及び装置	増加額	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX	〇〇開発センター	XXX
	減少額	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX	〇〇工場	XXX
工具、器具及び備品	増加額	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX
	減少額	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX
使用権資産	増加額	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX
	減少額	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX	〇〇事業部	XXX

3. 「当期減少額」欄の[ ]内は内書きで、土地収用法の適用を受けて取得価額から控除している圧縮記帳額である。

4. 無形固定資産の金額は資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略した。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

○年○月○日

○○株式会社  
取締役会 御中

○○○○監査法人  
○○事務所  
指定社員 公認会計士 ○ ○ ○ ○  
業務執行社員  
  
指定社員 公認会計士 ○ ○ ○ ○  
業務執行社員

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている○○株式会社の○年4月1日から○年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、○○株式会社及び連結子会社の○年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

○○○○（監査上の主要な検討事項の見出し及び該当する場合には連結財務諸表の注記事項への参照）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
..... （監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由の内容を記載） ..... .....	..... （監査上の対応を記載） ..... .....

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そ

なお、倫理規則 R410.31 項(4)の規定による報酬依存度の記載が必要となる場合には、以下の文を追加する。日本公認会計士協会の倫理規則に定める報酬依存度の算定方法については、倫理規則に関する Q&A Q410-5-4 を参照する。

「なお、日本公認会計士協会の倫理規則に定める報酬依存度は、×年×月×日に終了した連結会計年度より継続して 15%を超えている。」

(注 16) 非監査業務に基づく報酬がない場合、以下のように修正する。

「当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者(注 5) に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬の額は XX 百万円であり、非監査業務に基づく報酬はない。」

<内部統制監査>の部分については、〔財務報告内部統制監査基準報告書第 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」(2025 年 2 月 13 日最終改正) 付録 5 文例〕を参照